

# 予算特別委員会

令和2年9月14日

葛城市議会

## 予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和2年9月14日(月) 午前9時30分 開会  
午後2時10分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	川村優子
副委員長	増田順弘
委員	杉本訓規
〃	奥本佳史
〃	松林謙司
〃	谷原一安
〃	岡本吉司
〃	西井 覚
〃	西川 弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	下村正樹
議員	吉村 始
〃	内野悦子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
教育長	杉澤茂二
企画部長	吉川正人
企画政策課長	高垣倫浩
人事課長	板橋行則
総務部長	吉村雅央
総務財政課長	米田匡勝
生活安全課長	竹本淳逸
税務課長	中 文子
収納促進課長	椿本真司
市民生活部長	前村芳安
保険課長	新澤明子

保険課長補佐	葛 本 康 彦
人権政策課長	水 島 悦 美
産業観光部長	早 田 幸 介
商工観光課長	吉 村 和 則
都市整備部長	松 本 秀 樹
建設課長	安 川 博 敏
保健福祉部長	森 井 敏 英
社会福祉課長	林 本 裕 明
長寿福祉課長兼	
いきいきセンター所長	中 井 智 恵
こども未来創造部長	井 上 理 恵
子育て福祉課長	吉 村 浩 尚
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
上下水道部長	井 邑 陽 一
下水道課長	西 川 賢
教育部長	吉 井 忠
教育委員会理事	西 川 育 子
教育総務課長	村 田 真 也
体育振興課長	植 田 和 明
学校給食センター所長	油 谷 知 之
中央公民館長	吉 田 賢 二
会計管理者	中 井 浩 子
監査委員事務局長	和 田 善 弘

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書記	和 田 善 弘
〃	高 松 和 弘
〃	福 原 有 美

#### 7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第75号 令和2年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決について
- 議第76号 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について
- 議第77号 令和2年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について
- 議第78号 令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第3号)の議決について
- 議第79号 令和2年度葛城市下水道事業会計補正予算(第1号)の議決について

開 会 午前9時30分

川村委員長 ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。週明けで、今朝は本当に涼しいと体感する朝となりました。それだけ季節も進んでまいりまして、昨日も朝方は雷雨で雷が葛城市内にも一部被害が出たようでございますが、非常に不安定なお天気にもまたこれからはなるだろうと思います。住民の皆様には安心して暮らしていけるような、そういった見守りをしっかりしていきたいと思っておりますし、今回の議会もスムーズに進行できますように、本日は予算特別委員会といたしまして、コロナ関係の数々のこれまで執行するべき行事についてできなかったという、そういった補正予算を組まれております。どうぞ皆様慎重審議よろしくをお願いを致します。

それでは、委員外議員の出席、ご紹介をさせていただきます。吉村始議員、内野悦子議員、お二人でございます。

発言される場合は、必ず挙手を頂きまして、指名を致しますのでマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いを致します。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきます。なお、傍聴者につきましては情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話などお持ちの方は必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いを致します。

新型コロナウイルス感染予防の観点から会議の進行に際して、密閉空間にならない。出入口と窓を開放しておりますので、ご了承願います。委員会の会議進行については適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員についても、あまり人数が多くならないように順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位にもご協力願います。

発言される際には、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。発言につきましては、簡単明瞭にいただきまして、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

次に、本日の一般会計の補正予算審査方法についてでございます。今回の補正予算の範囲は、歳出で8款まででございます。委員会室に入れる理事者側の人数にも限りがありますので、提案説明については、一般会計補正予算の歳出歳入を一括で説明を受けます。そして質疑については、まず、歳出の2款までの部分とその歳出に関する歳入の部分について質疑を行います。2款までの質疑終了後、理事者側職員の入替えを行い、歳出3款から4款までの部分とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。4款まで質疑終了の後に、理事者側の職員の入替えを行い、歳出5款から6款までの部分とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。そして6款までの質疑終了後に理事者側の職員の入替えをまたいただきまして、歳出7款から8款までの部分、その歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。そして8款までの質疑終了後に、議員間討議、討論、採決を行います。

特別会計補正予算につきましては、これまでと同様、歳出歳入を一括で説明を受けて質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。

これまでのことについて、何か分からないこと等がございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** ないようであれば、そのように委員会運営を行うことといたします。

それでは、まず初めに議第75号、令和2年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

**吉村総務部長** 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程になっております議第75号、令和2年度葛城市一般会計補正予算(第6号)についてご説明を申し上げます。まず初めに、補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

まず第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,555万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214億1,863万6,000円とするものでございます。

また第2条におきましては、地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、補正予算書の4ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは第2表地方債補正についてでございます。補正内容といたしましては、追加でございます。観光事業で840万円の追加、それから、河川総務事業で1億100万円を追加するものとなっております。

なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては、通常の起債と同様で記載のとおりとなっております。

続きまして、歳出事項別明細書の7ページをお開き願いたいと思います。

初めに、歳出の事項別明細書よりご説明をさせていただきます。1款1項1目議会費でございます。補正額は57万6,000円の追加でございます。議会運営事業として議場モニターの修繕料ということでございます。

それから2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額は30万3,000円の追加でございます。各種相談事業、企画政策課配当分として訴訟弁護士委託料でございます。3目会計管理費でございます。補正額は11万円の追加で、会計管理事業、金融機関へ支払う組戻等手数料ということでございます。次に、9目企画費では、補正額が136万円の追加でございます。企画政策事業におきまして119万6,000円、それから国際交流・友好自治体交流事業で16万4,000円の追加となっております。

それから8ページに移っていただきまして、2項徴税费、1目税務総務費でございます。税務総務事業で16万9,000円の追加となっております。それから、2目賦課徴収費では、賦課徴収事業で107万1,000円の追加でございます。それから、4項人権啓発費、1目人権啓発費でございます。補正額は減額の48万8,000円で人権啓発事業といたしまして、こちら、コロナで本年度予定した事業が中止になったことによる減額となっております。次に、7

項監査委員費、1目監査委員費では監査委員会事業で86万3,000円の追加となっております。

次に9ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。補正額は92万8,000円の減額となっております。社会福祉総務事業で戦没者追悼式中止に伴う減額となっております。続いて、5目老人福祉費では147万8,000円の減額でございます。敬老事業として敬老会中止に伴う減額となっております。6目介護保険料助成費では32万8,000円の追加で、介護保険料助成費繰出金の追加となっております。次に、7目いきいきセンター管理運営費では371万1,000円の追加でございます。工事請負費の追加ということでございます。

次に、10ページでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。補正額は219万1,000円の追加で、母子生活支援施設措置事業の施設措置費の追加となっております。次に、2目児童措置費でございます。補正額は150万円の追加で民間保育所育成助成事業の民間保育所への育成助成金の追加でございます。次に、7目子ども・若者サポートセンター事業で子ども家庭支援事業におきまして76万2,000円の追加となっております。次に、4項生活保護費、1目生活保護総務費でございます。生活保護総務事業でシステム改修委託料66万円の追加となっております。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。補正額は456万5,000円の減額となっております。感染症予防対策事業、教育総務課配当では690万8,000円の減額。それから、同じく感染症予防対策事業で子育て福祉課分といたしまして234万3,000円の追加となっております。次に、6目保健施設費でございます。補正額は61万4,000円の追加で、新庄健康福祉センター管理事業の修繕料の追加でございます。

次に、5款農林商工費、1項農業費、3目農業振興費で補正額が600万円の減額ということで、農業振興事業といたしましてゆめフェスタの中止に伴う減額となっております。次に、3項商工費、2目観光費でございます。補正額は減額の60万円で、観光振興支援事業といたしまして奈良食祭の中止、それから、観光ボランティアガイドの会が道の駅閉鎖期間に活動いただけなかった分の補助金減額というものでございます。

次に12ページに移っていただきまして、6款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございます。補正額は5,415万9,000円の追加で、土木管理事業におきまして社会資本整備総合交付金国庫補助金返還金の追加となっております。次に、3項河川費、1目河川総務費では、補正額は1億100万円の追加で、河川管理事業におきまして緊急自然災害防止対策事業で5,600万円、緊急しゅんせつ推進事業で4,500万円の追加となっております。次に、4項都市計画費、3目公園管理費で、補正額は160万円の減額となっております。屋敷山公園管理運営事業といたしまして、公園まつりの中止に伴う減額ということでございます。

次に、7款消防費、1項消防費、2目非常備消防費の消防団運営事業におきまして152万9,000円の減額となっております。こちらはコロナの関係で全国それから県操法大会の中止による減額というものでございます。

次に、13ページの8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では補正額が40万9,000円の追加で、学校給食特別会計繰出金の追加となっております。次に、5項社会教育費、1目社会教育総務費では、補正額が300万円の減額というもので、生涯学習事業といたしまして、アートフェア中止に伴う減額でございます。次に、4目公民館費では中央公民館運営事業として教室講座の中止に伴い86万8,000円を減額するといったものでございます。それから、次の8目歴史博物館費につきましても、歴史博物館運営事業における企画展等を中止したことに伴い64万円を減額するものでございます。次に、6項保健体育費、1目保健体育総務費では、補正額が549万2,000円の減額で、スポーツ振興助成金事業として市民体育祭及び県民体育大会の中止に伴い329万5,000円。それから、東京2020オリンピック聖火リレー運営事業といたしまして、オリンピックの1年延長に伴い219万7,000円の減額となっております。次に14ページでございますけども、2目体育施設費でございます。補正額は704万1,000円の減額で、いずれもプールの中止に伴うもので、當麻スポーツセンター運営事業では348万2,000円。それから新庄スポーツセンター等運営事業では355万9,000円のそれぞれ減額となっております。

歳出は以上で、続きまして歳入に移らせていただきます。

事項別明細書の5ページにお戻りください。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税で補正額が1,812万5,000円の追加でございます。こちらは普通地方交付税となっております。

次に、12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金では、補正額が7,000円の追加で、児童入所施設措置費利用者負担金の追加となっております。

それから、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では補正額が109万5,000円の追加で母子生活支援施設措置費負担金、国庫が2分の1というものでございます。それから、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、補正額が77万7,000円の追加で、マイナポイント事業費の補助金でございます。次に、2目民生費国庫補助金では補正額が155万3,000円の追加で、生活保護システム改修事業補助金で33万円、児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金で38万円、それから子ども・子育て支援交付金で84万3,000円のそれぞれ追加となっております。次に、6目教育費国庫補助金では補正額が550万円の追加で、小学校中学校それぞれに対する学校保健特別対策事業費補助金の追加というものでございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金では、補正額が54万7,000円の追加で母子生活支援施設措置費負担金4分の1の追加というものでございます。それから、2項県補助金、2目民生費県補助金では、補正額が300万円の追加で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の追加というものでございます。次に、6ページに移りまして、4目農林商工費県補助金では、補正額が469万2,000円の減額となっておりまして、観光施設のトイレ改修に係る県の補助メニュー、補助率の変更等に伴う減額となっております。

次に、20款諸収入、3項雑入、3目過年度収入では補正額が24万6,000円の追加となっております。令和元年度の国庫県費負担金の精算というものでございます。次に、4目雑

入では補正額が1,000円の減額というもので、戦没者追悼式中止に伴う減額となっております。

次に、21款市債、1項市債、3目農林商工債では観光施設管理運営事業債として840万円の追加、それから4目土木債では河川管理事業債として1億100万円の追加となっております。

以上で、本予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**川村委員長** ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入りますが、まず、歳出2款までの部分とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。まず2款まで。

谷原委員。

**谷原委員** おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、2款までのところで1点質問させていただきます。2款、ページ数でいうと8ページから9ページにかけてとなります。2款総務費、7項監査委員費、1目監査委員費の1節報酬について及び3節の職員手当のところにも関係するんですかね。この補正についてお伺いします。これは監査委員事務局の会計年度任用職員についての採用に関する予算計上だと思うんですけども、その計上の理由について、まず、お伺いいたします。

**川村委員長** 和田課長。

**和田監査委員事務局長** 監査委員事務局の和田でございます。ただいまの谷原委員の質問にお答えさせていただきます。この任用理由につきましては、監査事務の主担当でありました職員1名が産休取得に伴い欠員となり、従来どおりの業務を遂行するために欠員を補充する必要があるという理由で上げさせていただきました。

業務内容といたしましては、例月出納検査、定期監査、決算監査等、監査事務全般の資料づくり、それから、報告書等の作成、また、議会開催時には会議資料の作成、会議録の確認業務等も行うための要望でございます。

内訳といたしましては、10月以降3月31日までの単価といたしまして計算させていただきました。上げさせていただきました報酬として80万6,000円。それから、費用弁償として2万6,000円、それから期末手当で3万1,000円の86万3,000円となります。

以上でございます。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 会計年度任用職員を採用するのは、監査委員事務局で主に監査の仕事を担当されていた方が産休に入られたため、その欠員を埋めるために10月からの採用予定だということでございました。

しかしながら、この監査事務局は議会事務局の中にありますから、中と言うか、その場所にありますから、この産休に入られた方はもう既に、いつ産休に入られましたか。それで私は、産休に入られたらすぐ職員が手当でされるものかなと思って、毎回議会上がるたびに思っておったんですけども、なかなかこう手当でされない。9月は今の定例会が決算の



議会ですから、8月、大変この決算についての事務等7月、8月忙しくなる時期に、この欠員が出たままやっておられると。私、これ、何でこんなことになったのかなど。私はずっとこの監査の強化ということを訴えてまいりました。それで、結果として1名増員はされたんですけども、これは通常の監査以外にもしっかりと監査していただきたいということで、要望も申し上げてきたところなんですけれども、こうした形で欠員のまま、こういう監査に入られたということですので、なぜこういうことになってしまったのか。このことについて伺いしたいと思います。

**川村委員長** 和田課長。

**和田監査委員事務局長** ただいまのご質問ですけれども、産休ということで分かっていた部分なんですけれども、一応要望としては上げさせていただいていたんですけども、結果として、その補助がというか、欠員の補充には至らなかったということで、その中で会計年度任用職員という形で要望する方法を取らせていただいたということでございます。

**川村委員長** 局長。

**岩永事務局長** 議会事務局の岩永でございます。ちょっと補足をさせていただきます。産休育休分かっている段階で人事担当部署ともいろいろ、正職員で何とかならないのかというのを折衝はしてきた中なんですけども、新型コロナ対策の対策室ができましたので、そちらのほうに人が行っているということもあって、なかなかこちらのほうに人を回すことが困難であるという答えもいただいております。もうアルバイト職員、会計年度任用職員を雇うしかないというふうな考えで10月からということで組ませていただいた次第でございます。

以上です。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 私としては、これ、2つ問題があるんだろうと思います。1つは、女性職員が安心して子育てしながら、子どもを出産し子育てできる。そうした職場環境を整えるのは当然でありまして、当然産休が入るといえるのは、ある程度前もって分かるわけですから、すぐ手当しないところは周りの職員も大変になるし、そういう意味で非常に子育て環境としていかなものかなという問題が私は生じると思います。

先ほど言いました監査の仕事という内容から見てもそうなりますし、この点については、庁舎内で人事の運用の在り方について、やっぱり共通理解がまだまだないのかなというふうには私は思いました。その点で、こうしたことが今後起きないように、庁舎内での共通理解を深めていただきたいなど、人事課及びそれぞれの担当部署が関係するんでしょうけれども、そうしないと本当に女性が安心して働ける環境と言えるのかということになりますので、ぜひこの点については、よろしく願いいたしたいと思います。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** まず7ページ、歳出ですけれども、一般管理費、法律相談業務等委託料30万3,000円増額となっているわけやけど、これの内容、いわゆる顧問弁護士料になるのか、無料法律相談になるのか、その内容。

それから今の人件費のことで今、谷原委員から質問あったと思うわけやけども、今言っている企画費それから今言われた監査委員、これ入っとる。もちろん産休育休で仕事が止まってしまっできないと言うのかもわからんけども、あんまりこの人事で、いつもやかましく言うているように、やっぱり職員一人一人の考え方が甘いんと違うのかと。育休に入りました。そしたら足りませんねん。パート雇いまんねん。

(発言する者あり)

**岡本委員** そうなってきたら、極端に言うたら私はこない言うたら怒られるか知らんけども、職員でする仕事、それが職員が休んだからパートで、パートで言うたら怒られるな。会計年度と言うのか。そういうような形で採用していく。それで十分間に合うねんということで、本当に仕事ができるのか。今言われたようにコピー焼いたりしまんねん。書類整理したりしまんねん。そうかも分からん。そうやけども今ずっと見とったら、とにかく忙しいでんねん。パート雇ってもらわなあきまへんねん。こういう感じにしか受け取られへん。

いつもこの人事のこと、私やかましく言うわけやけども、もちろん仕事を一生懸命やってもらわないかん。そやけども、あまりに考え方が甘いのと違うか。何でも減ったらパートや。民間やったらそんなことできへんと思う。だから、みんな一生懸命やってくれてはるのよう分かるけども、そこらをやっぱりきちっとやってもらわなあかんし、今、監査委員の話も出た。確かに監査を強化せなあかん。1人増やした。その前にもっと議会事務局に人増えてある。そやからやっぱりそれで行けるやないかと言うのと違うけども、そら忙しいの分かるけども、やっぱりそこらをよう考えて。例えば、今言われたように9月決算終わったということになってきたら、暇やとまでは言わんけども、あとは定例監査だけであつたら、ひとつ自分らで踏ん張って頑張っていこうということも私は考えてほしいというふうに思います。

あんまり嫌われることばかり言うてもあかんけども、そこら答弁できたら願いたいと思います。

**川村委員長** まず法律ね。

高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課、高垣です。よろしくお願いたします。

ただいまの岡本委員のご質問の法律相談業務等委託料の中身についてご報告申し上げます。

まず、損害賠償等請求事件、平成30年(ワ)第385号、原告葛城市、被告山下前市長及び生野元副市長及び有限会社櫻井建材建設です。平成29年10月30日付葛監第51号勧告2の内容に基づく訴訟でございます。

訴訟といたしましては、葛城市が太田新池線道路改良工事他3件の工事に対しまして、山下前市長、生野前副市長については損害賠償請求、有限会社櫻井建材建設については損害賠償請求ないし不当利得返還請求金370万4,400円を請求するものです。

裁判の開始日は平成30年10月15日でありました。この判決が令和2年6月23日に奈良地方裁判所においてございました。判決文といたしましては、葛城市の主張が認められたものと考えておりますので、控訴する必要はないと考えておりましたが、今回、令和2年8月17日に大阪高等裁判所より山下前市長、生野元副市長の代理人から控訴されたと連絡が入りました。

た。そのための控訴費用として弁護士事務所へ払う着手金の所要の予算を計上いたしておるところでございます。

続きまして、企画費の会計年度任用職員の事業の予算計上の理由を申し上げます。企画政策課の育児休暇職員が5月末で復帰する予定でございましたが、6月にコロナ対策室の設置により異動となりました。今回予算計上しております。会計年度任用職員については、7月より始まった国が行っておりますマイナポイント事業、マイナンバーカードの取得者に対しマイキーIDを設定し、マイナポイントの申込みを支援するために所要の職員を確保するものでございます。マイナポイントの申込みはスマホがあれば、自宅でも可能でございますが、自分ではできない方が市役所に来庁されて、申込みの手続をサポートするものです。そのための自治体への支援策として、今回総務省より補助事業の経費として事業費の交付の内示が7月31日付でございました。そのための歳入予算も今回、総務費国庫補助金として77万7,000円を計上いたしております。

以上でございます。

**川村委員長** その答弁でよろしいんですか。

岩永局長。

**岩永事務局長** 会計年度任用職員の件なんですけども、おっしゃるように過去よりは人数が増えているというのはあるんですけども、いろんな特別委員会もあり、このネット中継でも、まず機械操作する人も1人増えていると思うんですけども、そういう関係もあって、実際にうまく人を回してやるという中ではやっぱり不足するという分があるというのと、本来であればもう正職員で対応していただきたいところだったんですけども、やはり議会監査というのは専門業務、かなりやっぱりちょっとアルバイト職員ではできない部分もございますので、そういうことを望んでいたんですけども、あとはもう仕事、いろいろ精査して会計年度任用職員が認められれば、そちらのほうにできる仕事をうまく回して行って、協力して仕事をしていくということを考えている状態でございます。

おっしゃるように人が増えているというのは理解できますけども、仕事もその分増えているということで、ご理解していただきたいと思います。

以上です。

**川村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、高垣課長から答えていただきました。要は、損害賠償請求の分やということやんな。

これ今令和元年度の決算を見ていたら870万9,000円、弁護士費用、令和元年度決算で見ていたら、今ここに来てあるけれども、これはいつ収束するのか分からんけども、これずっと行っていたら1,000万円ぐらいの弁護士費用で済まんということになるわけやんな。そらあなたに言うてもしょうない話やけども、まだまだ例えば高裁行かれたら、高裁で判決が出て、また最高裁行くとなってきたら、かなりの費用がかかってくるということやねんな。分かりました。

それとパート、いろいろそら理由はあるやろうと思います。そやけども、今言われたマイナンバーカードの関係とかいうことになってきたら、専門職というのはないけども、やっぱ

り職員で仕事をすべきだと私は思うわけやけども、ころころ人事異動でけへんのか知らんけど、コロナ対策、緊急にするようになった。人事異動やっているわけやんな。そやから、異動は1年に1回やとか、そんな決まりはないと思うので、前から言うているように、ある程度人事異動で動かせるやつは動かしていくというふうな格好やないと、私みたいなわけの分からん人間やったら、何でもパートで対応できるのかいと。人さえあつたら仕事いけるんかいと。そういうことにしか取られへん。私みたいな人間やたらな。

そやから、やっぱりそこらもよう考えて、私採用したらあかんとか、そういうことやなしに、やっぱり自分らである程度の努力をするというふうな姿勢になってほしいと思うから嫌味ばかり言うてるわけやけど、いつ改めてくれるのか。これはよう分からんけども、そういうことも何ぼか聞いてもらえるかなということのを期待して、もう答弁は結構です。

**川村委員長** 答弁要らないということなので。それでは、ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 1件だけお伺いいたします。7ページ、2款総務費の企画費の中の国際交流・友好自治体交流事業の旅費として16万4,000円となってあるんですけども、この中身を教えてください。

**川村委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課、高垣です。よろしく申し上げます。ただいまの奥本委員のご質問にお答えいたします。これは昨年度7月に国際交流員C I Rが来ておりまして、その職員が今回7月末に引っ越ししたことによる通勤手当が必要になりまして、その分の増額分を補正させていただいたものでございます。

以上です。

**川村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** C I Rの方の通勤手当の増額ということですけども、これ半年分だと思んですけども、16万4,000円、高いのかどうか、よう分かりませんけども、通勤手当、一般にお伺いしたいんですけども、引っ越しはそれぞれいろんなご事情があつてしかるべきだと思うんですけども、例えば遠方になったときに、かなり高額になるケースも考えられると思うんですけども、民間の企業だったら上限ここぐらいという、やっているところあるんですけど、市役所というか行政の場合そういうのがあるのでしょうか。

**川村委員長** 吉川部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお伺いいたします。ただいまの奥本委員の質問でございますが、通勤手当に上限があるのかということでございますけども、実際、上限はございます。ちょっと今、数字手元に持っておりませんが、しかし、通勤手当で交通機関、定期を利用される方は6か月定期を購入いただいて、その額を通勤手当として支給する。そして、交通機関を利用しないで、自動車とか、公共交通機関やなしに交通手段を持って通勤される方は距離に応じて、通勤手当を支給するということになってございます。

以上でございます。

**川村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。上限あるということで。ということは、結構この金額からしたら

従来のやつにプラスになっているということは、遠方に行かれたということになると思うんですけど、了解です。ありがとうございます。

**川村委員長** またそしたら、その上限というのは、また、後日聞かれますか。今いいですか。それでは、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** それでは、質疑が歳出の2款まで、ないようでございますので、質疑を終結いたします。ここで職員の入替えをいたします。

(職員入替え)

**川村委員長** よろしいでしょうか。それでは次に、歳出の3款から4款までの部分とその歳出に関連する歳入の部分についての質疑を行います。質疑はありませんか。杉本委員。

**杉本委員** よろしくお願ひいたします。10ページ、真ん中よりちょっと上の18節の負担金補助及び交付金の民間保育所育成事業の150万円ですかね。これの内訳とかどういうものなのか。どういう由来とか、どういう経緯でこうなったのか、ちょっと詳しくちょっとお聞かせください。

**川村委員長** 吉村課長。

**吉村子育て福祉課長** 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願ひいたします。杉本委員の質問にお答えさせていただきます。

民間保育所育成助成金でございますけれども、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や児童福祉施設等の職員の支援等について、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的とする新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業、こちらのほう、県の事業、県のほうで創設された事業でございます。こちらのほう、私立の1施設50万円ということで3園ございますので、こちらのほうの助成金となっております。

以上でございます。

**川村委員長** 杉本委員。

**杉本委員** ありがとうございます。これはほんたら私立にもう50万円というのは決定。これはほんたら、この50万円はどういった用途、何に使われるのでしょうか。その辺ちょっとお聞かせください。

**川村委員長** 吉村課長。

**吉村子育て福祉課長** 子育て福祉課、吉村でございます。こちらのほうは備品の購入、消毒液とか、コロナ対策に関係するマスクとか衛生用品等の購入費用となっております。

以上でございます。

**川村委員長** 杉本委員。

**杉本委員** ありがとうございます。僕子育て応援しているので、すごいありがたいことなんですけど、何かでも50万円てちょっと寂しい数字のような気がするんで、ぜひぜひどんどんこういうことをやっていただいて、僕前の一般質問でも言いましたけど、やっぱりコロナ禍の中で、保

育士さん、園長をはじめ、しっかり頑張っていたいただいていると思うので、こういう助成は僕はもう大賛成なので、しっかりと続けていただきたいと思います。

以上です。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

**松林委員** 私、10ページの右の説明で言いますと、子ども家庭支援事業で児童相談システム改修委託料、そして、その下にあります生活保護システム改修委託料。いずれも、こども・若者サポートセンターとそして社会福祉課の皆様におきましては、日頃より各相談者のいろんな相談に対しまして献身的にご支援いただいていることは、非常に感謝申し上げるわけなんですけれども、ここの児童相談システムの改修、何かを変えなければならない。システムを変えなければならないということで、どこがどういうふうに変ったのかということと、そしてまた、下にあります生活保護システム改修、ここも何かが変わったということで、今までのやり方とちょっと変わったという。この部分についてちょっとご説明をいただけますか。

**川村委員長** 川崎所長。

**川崎こども・若者サポートセンター所長** こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの松林委員のご質問にお答えいたします。

こども・若者サポートセンターでは、虐待のリスクの高い子どもあるいは虐待に至るリスクの高い特定妊婦を、児童福祉法に基づきまして要保護児童対策地域協議会の担当課といたしまして情報を管理しております。この中には、管理しております虐待のリスクの高い子どもでありますとか、特定妊婦の中には、市町村あるいは府県を超えて転入転出ということがあります。そのため、市町村間で情報の引継ぎが必要となります。情報管理の隙間をつくらないために、市町村間あるいは奈良県と葛城市の間で情報共有するシステムの構築が求められております。また、こども・若者サポートセンターでは平成30年度に児童相談記録システムを導入しております。この児童相談記録システムを全国统一の情報共有システムに合わせるために改修することが必要となりまして、今回補正をお願いしております。

以上です。

**川村委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 社会福祉課の林本です。よろしく申し上げます。ただいまの松林委員のご質問に答えさせていただきます。

この生活保護システム改修委託料につきましては、今年度生活保護法第30条という条文がありまして、そちらのほうで改正になりまして、この4月から新たに新しく日常生活支援住居施設という新しい制度が創設されました。それが10月から実際に運用されるということになりまして、これに伴いまして、日常生活支援住居施設という区分を設けないといけないということで、現在葛城市で使っております生活保護のシステム、そちらのほうの改修が必要となるために今回経費を補正させていただきました。

その日常生活支援住居施設ということになるんですけども、これはどういうものかと申し上げますと、いわゆる利用可能なサービス、福祉サービスなんかを利用して活用しても、な

かなか居宅では日常生活を営むことが困難な方であるけれども、しかし、救護施設といういわゆる生活保護の施設に入所するまで至らない方が対象となります。言い換えれば、在宅といわゆる施設の中間的な位置づけになるかというふうに考えております。こちらにつきましては、既存で無料低額宿泊所というのがございまして、そちらから一定の基準を満たした施設が都道府県の認定を受けて、それを登録するというものでございます。ただ令和2年4月1日現在において奈良県内においては無料低額宿泊所というのはいません。

以上です。

**川村委員長** 松林委員。

**松林委員** 児童相談システム、この件につきましては、やはり過去の私の記憶では、児童虐待でいろんな事件が起こったということで、その類例をいろいろ検証しますと、やはり要保護児童が他市、他の自治体に転居したときに連絡体制が密でなかったという、迅速にできなかったという、情報の共有ができなかったというところに端を発しているという部分ではないかなとこのように思うんですけれども、今までよりも、いろんな相談を受けた場合の書類作成等、そこらの事務処理というのかなり簡素化できて早くなるんでしょうね、多分。そうなるかということ。

そしてまた、もう一つ。生活保護システムのほうは、札幌のほうやったかな、多分、こういう言い方は悪いんだけど、貧困ビジネスというのかな。そういう生活保護を受給しておられる方たちを、本当にそういう条件に満たないようなところに居住をしていただくという、たしか事件もあったかなと思うんですけれども、こういうような部分の具体的なそういうふうな部分の対策ということなんじゃないかな。そういうことを含めてちょっとお願いします。

**川村委員長** 川崎所長。

**川崎こども・若者サポートセンター所長** こども・若者サポートセンターの川崎です。松林委員のご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、現在、要保護児童対策協議会で管理する虐待や特定妊婦の情報を市町村を超えた転居に伴う移管の際には、まず、転居や転居の予定を把握し次第すぐに、移管先となる市町村の要保護児童対策地域協議会のほうにまずは電話で連絡をしております。その後、それまでの管理状況について、文書でまとめて連絡をするということになっております。常に最優先案件として対応しておりますが、どうしても転居等文書による移管手続には時間差が生じておりますのが現実かと思っております。この間に不慮の事態が起こらないという保証は全くありませんので、日々緊張した中で業務に取り組んでおります。この時間差によって生じるリスクを少しでも低減するために、情報共有システムは必要なものと考えております。このたび国統一で導入されます情報共有システムにつきましては、各市町村の記録システムからCSVのファイルをつくりまして、それを専用のLG系のコンピューター回線で各市町村間で共有できるもので、この時間差を大変少なくする、あるいは、なくすことができるものと期待しております。

以上です。

**川村委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** ただいまの松林委員のご質問にお答えさせていただきます。おっしゃるとおり、

無料低額宿泊所という制度というのは、確かにおっしゃるように低額の家賃で住まいを提供するというので、確かに最低基準は満たしておりますけども、非常にその辺、貧困ビジネスと言われる社会的な問題にもなったという原因、背景がございます。そんな中でこの日常生活住居支援施設というのが新たに創設された理由は、確かにそこで住まいされている方が、やはりそのまま食事や洗濯などの家事とか、服薬とかの生活いわゆる健康管理、そして日常の金銭管理、特にこの金銭管理が一番重要なポイントだと思うんですけども、あと、人とのコミュニケーションなどのそういった日常生活を送る上で課題を有する者が、あくまでも地域の中で安定して暮らしていくために、その住まいの確保だけではないと。それだけではなくて、そのものの課題に応じた生活上の支援を行うことが必要であるということで創設されたということになっています。確かに貧困ビジネスの背景というのもありながら、そういうのがメインの目的ということでもあります。

以上です。

**川村委員長** 松林委員。

**松林委員** ありがとうございます。本当に、いろんなシステムを導入されたことで、分野は多岐にわたりますので全てではないでしょうけども、ある程度はやっぱり事務量というのか、そういうような部分も軽減されるということで、あとマンパワーもしっかりと、今までもかなり忙しい思いをされていると思うんですけども、マンパワーも活用いただきまして、本当に貧困というか、虐待などで苦しむ子どもとか、そしてまた悩める保護者のために、どうか今後ともよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** まず、9ページ、いきいきセンター管理運営費の工事請負費。これ371万1,000円増額になっておるけども、現計予算335万5,000円、トータル706万6,000円になるわけやけど、こんな大きな工事費が計上されているけども、内容がどういうふうな工事の内容になるのか。

それから10ページ、児童措置費。杉本委員から聞かれたように、まあ言ったら民間保育所、コロナ感染150万円ということや。県の補助金300万円。半分だけここに充ててある。

次の11ページ、予防費のところ公立の保育所、児童館、空気清浄機で当初予算2,413万8,000円、契約1,295万2,000円、約半分。公立の保育所、何園あるねん。私立の保育所、何園あるねん。前から言うとおるように公立と私立と平等にせえとは言わんけども、公立みたいなん何ぼでも金あるわけやん。私立はお金ないわけやん。そやけど、もうちょっと手厚いことをしたってほしいということを毎回わし言うとするわけやねん。

例えば、県から来た300万円。そのまま各園に100万円ずつ渡しますよということが行政としてできへんのかどうか。公立であつたらこんだけの金かけるわけや。恐らく、園も空気清浄機、あるのかないのか知らんけども、買ったらいいという形でされてんと思うわけだけでも、その辺をどういうふうと考えておられるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

**川村委員長** 中井課長。

**中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** いきいきセンターの中井でございます。よろしくお願



いたします。

今回、補正のほうで上げさせていただいております工事請負費につきましては、2つの工事を計上させていただいております。まず、1つ目につきましては343万1,000円といたしまして、浴室の脱衣場の空調設備の工事となっております。こちらは浴室に男女ともに、脱衣場にありますが空調設備の工事でございます。平成19年に設置し、何度か修理も行ってまいりましたが、昨年度に行いました修繕箇所が今回も不具合が出まして、再度修繕を行うために業者により確認をお願いしましたところ、昨年度と同じ箇所の不具合であり、部品ももう供給されていないというところもあるため、修繕を行ったとしても完全に改善できるかということとは不透明であるという回答を得ましたので、本体の取替工事をさせていただくことにしたものです。

現在は夏場なんですけれども、設定温度までは下がらないながらも何とか稼働はしているんですけれども、今後また真冬の寒いときに向けまして、利用者のヒートショックの危険等も考えたところ適切な運転ができるように取替工事を行いたいと思っております。工期は1週間程度と聞いております。

2つ目につきましては、内訳の28万円となりまして、1階の掃き出し窓の網戸の設置工事です。最近新型コロナウイルス感染症の予防対策もありまして、換気のために定期的に窓を開ける機会が多くなっております。その中で、1階娯楽室部分の掃き出し窓におきましては、もともとから網戸の設置がありませんで、開放している時期に虫や蛇などが侵入する事例が多くなってきましたので設置させていただくものです。

以上です。

**川村委員長** 吉村課長。

**吉村子育て福祉課長** 子育て福祉課、吉村でございます。岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

補助金のほうなんですけど、民間の保育園のほうに50万円ずつ補助、今させていただくんですけれども、公立も同様に基準はもう50万円ということで、同じ基準になっておりまして、こちら下の需用費とか備品購入費とか等々あるんですけれども、こちらのほうは公立の保育所と学童保育所とか公立の保育所以外の施設の分のも入っております。

以上でございます。

**川村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、いきいきセンターについては脱衣所ということになるねんけども、年もたつとるから、一遍リニューアルの計画あったと思うんやけども、今はこれそういうことやってに、緊急やって、せんといかんと思うけども、一遍新年度の予算要求までにそういう箇所をちょっと点検をして、できるだけ当初予算で処置できるような方法を考えるべきではないかなと思います。

それと保育園、今、公立も何も一緒やという話もあったけども、分かってあるやん。児童館も入れてある。ほんだら公立の保育所何ぼやねん。児童館何ぼやねんということになってきたら、1か所50万円で、これに絞ったらやで、できへんやないかと。わしの言いたいのは

50万円とか100万円とか、そんなことやなしに、今までからいろんな面で、私立は私立で国の補助金もあるの分かるやん。公立は補助金みたいなんほとんどあらへんがな。ほとんどあらへんと言うたら失礼か知らんけど、一部あるけど、私立みたいなことないわけやん。それでも頑張ってはるということをやっぱり担当として頭に置いたってほしい。

みんな難儀してはるわけやん。ほんで、保育士でもやんか。雇おうと思ったって、そんな大きな金額を出して雇われへん。公立やったら時間1,200円払いまんねん。1,300円払いまんねんて、募集しているわけやんか。民間はそれで採算合わへんねん。

それで待機児童、今でも70人とか80人とか言っているわけやん。何とかその待機児童解消しようと思ったら、やっぱり民間にも助成をして、教室がないんやったらいいけども、教室が空いているわけやんか。そういうことも考えていかんと、やっぱり俺あかんのと違うかなと。市民に待機児童あって、とてもやないけど受入れできませんねん。現実そうか知らんけど、ほな何とか、たとえ1人でも2人でも受入れしようと思ったら、どうしたらええねん。例えば、その人件費を上げることによって、保育士が寄ってくる。寄ってくるというような言い方、来てもらえる。それで、例えばこの1園が3人、5人が使用できるということになってきたら、やっぱり市全体としても皆喜んでもらえるわけやん。

今の状態であつたら公立はあきまへん、私立はあきまへん。いやもう待機児童どっさりいててとてもやないけど、受けられません。だからそこらもやっぱり俺考えてほしい。わし言うたら、いつでも根性悪言うていると思うか知らんけども、そんなことやなしに、やっぱり公立も私立も平等とは言わんけども、やっぱりそれに近いようなことの政策を考えていただきたいということ言うているから、恐らく答弁できへんと思うから、今後、そういうことがしてもらえると期待をして、答弁は結構です。

**川村委員長** ほかに質疑ありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** ちょっと今の話、僕の一般質問とちょっと関連性が合わなくなってくるので。

給料が少ないから待機児童が出ているという、今のちょっと岡本委員、そういうふうに関こえたんですけど、待機児童出ている理由をもう一回だけ説明してください。

**川村委員長** 今回のこの議案と、助成やから、待機児童の今の話によって答弁求められんねんけど、長い時間それには。この議案からは外れますので、だから、待機児童について、今の岡本委員との杉本委員の一般質問の違いというのは分かっています。分かります。答えられるんやったら、簡単明瞭に答えていただいたらいいんですけど。

(発言する者あり)

**川村委員長** そしたら、岡本さんの2問目、要するに言いつばなしで言われた、それに対して、まず答えていただいて、杉本委員が納得していただける部分との、それ、ありますので、ちょっと簡単明瞭をお願いします。

井上部長。

**井上こども未来創造部長** こども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いたします。簡単明瞭にということでございますので、簡単に。

まず1点目の先ほどの課長の答弁の部分で、50万円ということをお願いしたんですけども、当初、国から50万円というのが来まして、今回また補正の分で50万円ということで、合計で100万円。これは公立も私立の保育所も施設ごとで均等ということで、今回予算計上をさせていただきました。これが1点でございます。

もう一つ、一般質問の際にお答えさせていただいたんですけど、先ほど待機児童の数というところがあったと思いますが、今年度末で50人ほどということが正式にお答えさせていただいているところですので、7、80人というのはちょっと1点、その数字のところを訂正させていただきたいという部分と、あともう1点は、賃金につきましては県下で一番高い時給になってございますので、その賃金というよりもむしろ職場の働きやすさを保育士は選んでおられるかなというところを感じておりますので、その分について、今、鋭意努力をしております。また、私立につきましてもすごく努力いただいております。2割増しで取っていただいております。こちらのほうにつきましても、私どもで潜在保育士事業をさせていただいて、それで、次のステップ、雇用につなげていく。これは、市内全部の保育所を対象に、そのようにつなげていくと思っておりますので、以上でお答えとさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

**川村委員長** 岡本委員よろしいですか。

(発言する者あり)

**川村委員長** だから、さっきの言いつばなしで言われたこと、保育所、私立も公立も同じように保育士の確保に向けて努力していくという方向を言われましたので、今一定その格差がないということの答弁をいただいたんです。一応それで納得していただけますか。よかったら言ってください。

**岡本委員** 答弁、50人か70人と違うか知らんけども、70人の根拠は、実際今申し込んで、誰が言うたんか知らんけども、70人も待機児童いるから受けられへんという答えが来てあるから、70人と言うただけであって、何も50人や70人にこだわっているのと違うわけや。

もっと言うたら、例えば磐城第1、當麻第1保育所、定員オーバー、定員オーバーと言うたらおかしいな。20%増しで、全部児童を受けているのか。そんだけ保育士おるのかということや。

それと今県下で一番高いという話があった。それやったら、今言うているように民間のところも保育士を雇うんやったら、そんだけの助成したたらどうでということ言うのとわけ。

今、委員長の話やったらやな、公立も私立も平等でやってまんねんと。平等でやってんのかということやんか。それを俺頼んでいるわけやんか。文句言うているのと違って、そんな答弁してくれたら、委員長も平等にしているて言うてはるやんかと言われたら、何ぞ横槍入れているみたいな話になるやん。そやから、そないなっていないから、そやから言うているやん。今後、そういうふう努力してもらえるとということで俺終わっているわけやん。そんなこと言うたら、また言わんなんことになるねんから。やっぱり俺の言うていることも説明下手か知らんけども、やっぱり受け取ってほしい。ごちゃごちゃ文句言うているのと違うわ

けやから。

すみません。

**川村委員長** その思いを酌み取っていただきまして、よろしく願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

増田副委員長。

**増田副委員長** 少し関連でお尋ねをします。先ほどの9ページです。いきいきセンター管理運営費の工事請負費です。ちょっと私の記憶が正しかったら、曖昧なのでちょっと改めてお尋ねしますが、私の記憶では過去5年間でほぼ毎年このいきいきセンターに関する工事請負、修繕が発生してのと違うかなと。私の一般質問のところで公共施設マネジメント優先順位、そういったところに一番ヒットといいますか、やらなければならない施設であるのかなと。これ、ちょっとありますか。過去5年のいきいきセンターにかかった修繕費、それまず、聞きます。

**川村委員長** 答弁できますか。

中井課長。

**中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長** いきいきセンターの中井でございます。修繕費のことにつきましてですけれども、まず過去5年と言うか、ちょっと今私が持っている資料で言いますと、今回決算の金額は、また、決算のときに金額のほうをお示しさせてもらうんですけど37万5,000円となっております。低い順から言いますと、平成27年度が75万円程度。次いで平成28年度の128万円、平成30年度の148万4,000円。平成29年度261万9,000円となっております。

内容を言ったほうがよろしい。

まず、令和元年度につきましては、金額のとおり大きな修繕はございませんでした。平成29年度につきましては、陶芸窯の修繕で100数十万円使っております。その他突発的な修繕として、風呂の循環器ポンプ、ろ過ポンプで53万9,000円、消防設備点検結果に基づく修繕を45万5,000円で執行いたしております。平成30年度におきましては、当初の予算内で執行しております、5年ごとの風呂のろ過材の交換26万4,000円と、台風21号の被害による若干の修繕22万7,000円と、空調ファンの突発的な修繕に44万3,000円行っております。というところであります。

恐らくそれ以外に補正で、設備工事、工事のほうで補正を昨年度はろ過機の取替工事ということで、修繕ではなく工事のほうで上げさせてもらっていたり、今回のように、修繕が不可能ということで、工事のほうで上げさせてもらっている件はあったかと思えます。よろしく願いします。

**川村委員長** 副委員長。

**増田副委員長** 今ご説明いただきましたように、平成27年、平成28年、平成29年、平成30年、令和元年と、毎年、補正及び当初予算で、この維持管理に係るコストがかかっているということですが、恐らくこの後ろにあります健康福祉センター、ここも修繕費となっておりますけれども、私の記憶では、そんなに去年もあった、おとしもあったという記憶はないんですけど、こと、

いきいきセンターに関してはご報告いただいたとおりの状況やと。

先ほどは、年度当初にこの辺のきちとした、岡本委員からは、点検をして当初予算にきちっと計上しておくべきと違うかというお話でございましたけれども、私はもうその次のステップのご決断をしていただく必要があるのかなと。その施設の維持を多くのお金をかけて、維持管理する限界に来ている判断をするべきではないかなとこういうふうな問いでございしますので、その辺のところ、ご答弁いただけるようでしたらご答弁いただけますか。これはもう全体の公共施設マネジメントに関する優先順位の話ですので、大改修をするとかいう次元ではない次のステップのお話でございしますので、しかるべき方にご答弁いただく必要があるのかなと思います。

**川村委員長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。いきいきセンターにつきましては、まず、耐震補強が必要なのかどうかということ、この数年来調査いたしました。全体といたしましては、耐震補強、今現在の昭和56年以降の新耐震基準に満たしているという判断をいただいております。ですので、その施設そのものを耐震補強するという形ではなく、リニューアルのほうの計算を致しております。今現在ちょっと資料を持ち合わせいたしてございませんので記憶の中で申し上げますと、たしか2億円弱の金額が出ていたように記憶しております。その中で何と言いますか、今現在やっておる作業は、委員がご指摘のもう大規模改修をやる時期ではないか。確かにそれができれば一番いいのかなと思いますけれども、まず、これは単費での工事になりますので、その辺が財政的な問題も考えながらの話かと思っております。現在毎年のように、いろんな補修を入れながら、ある種その施設の快適さを維持しているというのが今の現状でございます。

委員ご指摘のご意見はもうまさにそのとおりのことかなと思いますけれども、その時期がいつになるのかというのが、またこれからの議論やと考えております。

以上でございます。

**川村委員長** 増田副委員長。

**増田副委員長** そうですね。そういうお考え、要するにあの施設は耐震等も骨組みはしっかりしているので、大規模な洗い替えをする必要があるというご判断。私は、それも1つの判断かなと思います。当然、いきいきセンターについては2階建てではないので、その耐震の部分についても、そんなに不安材料も少ない施設ですので、そういうご判断も1つの方法かなというふうに感じました。分かりました。ありがとうございます。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 1点確認だけで結構ですので、お願いします。11ページの4款衛生費、2目予防費のところなんですけれども、教育総務課のところの備品購入費で減額補正になっています。これ国庫支出金という特定財源のところであるんですけども、これの対応のところ、確認させてください。5ページの歳入のところ、どこかなって見ていたんですけども、14款の国庫支出金の6目教育費の国庫補助金、これが相当するでいいんですかね。教育費とは、衛生費のとこ

ろと違うんですけども。説明、書いていると、保健特別対策事業費と書いてあるので、多分これかなと思う。これ、間違いないかどうかだけお願いします。

川村委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。奥本委員お問ひの件ですが、この補助金については、委員ご指摘のとおり衛生費の備品購入費に充当するものでございます。内容といたしましては、小学校分といたしまして375万円、中学校費として175万円、合計550万円が備品購入費の充当するものでございます。

以上でございます。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 ということで、それで間違いないということで、ありがとうございます。確認だけです。

川村委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、歳出の4款までの質疑を終結いたします。

そしたら、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時00分

川村委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、歳出の5款から6款までの部分と、その歳出に関連する歳入の部分について、質疑を行います。質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 お手元に資料が新たに配られましたので、これに関わることについて、質問をまず最初におきたいと思ひます。

ページ数でいきますと12ページになります。6款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費の22節であります。償還金利子及び割引料のところではありますが、5,415万9,000円の補正となっておりますが、この説明のところ、社会資本整備総合交付金国庫補助金返還金ということで、5,400万円余りが計上されているわけであります。この間葛城市におきましては、道の駅かつらぎ建設事業及び葛城川東側線における官製談合の問題におきまして、国庫補助金を返還するということが続いてまいりました。

そこでお伺ひしたいんですけども、今回のこの社会資本整備総合交付金国庫補助金返還金の内訳、また、なぜ返還が生じたのか。それから、これにつきましては、道の駅かつらぎ建設事業の国庫補助金については、まだ返還が全額終わっていないと。それについては、県などの調査等も含めて、私が一般質問でしたときには、平成30年8月にはそういう検査が終わってということでしたけれども、この検査内容について様々ご努力されて、補助金返還額について精査するということが長くなったのかもわかりませんが、今回これで最後になるのかどうか、そういうことも含めて、この内訳、その支出目的、支出をせざるを得ない理由等、お答えいただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。

川村委員長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

まず、質問にお答えさせていただく前に、この道の駅整備事業におきましては、再三返還金が生じているということに対しまして、深くお詫びを申し上げる次第でございます。

社会資本整備総合交付金返還金の5,415万8,332円の概要について簡単に説明まずさせていただきます。

社会資本整備総合交付金事業、道の駅の整備事業におきましては、平成29年度に地域振興棟が計画と異なる整備や目的外使用により、都市局として9,564万130円の国庫補助金を返還しております。

この都市局分の返還につきましては、地域振興棟の建築工事費のみに係る返還であり、今回の返還につきましては、まず1点目といたしまして、地域振興棟が計画と異なる整備、目的外使用に伴い補助対象外となった地域振興棟の建築工事費以外の用地費、測量設計費、造成工事費などにおきまして、事業着手した平成24年度から再度見直しを行っております。その中で補助対象事業、補助対象外事業の精査を行い、また、平成29年度に工事しております地域振興棟から西側の広場整備におきまして、予算の規模を縮小したことにより最終的な基幹事業、提案事業の事業構成割合が確定し、補助対象費、交付限度額、国費率が低減したことによるものでございます。

2点目といたしましては、事業完了後に、奈良県の検査におきまして、整備計画により補助対象区域外となった用地購入費の指摘を受けております。道の駅の用地買収につきましては、平成25年度から着手しており、その当時当初の計画に合わせて用地買収を行っていましたが、平成26年度の計画の変更を行ったことにより補助対象外の区域になったもの、都市局と道路局の区域が変わってしまったもの、また、1筆の土地において都市局道路局にまたがる用地などもあり、補助金を請求する際、都市局と道路局の面積の計算按分を行う計算の作業において誤ったものもありましたので、これらにおいて補助対象外となった道路局都市局の用地購入費の国庫補助金を返還するものでございます。

3点目といたしましては、道の駅整備事業におきまして、官製談合により受注者の役員の刑が確定したことを受けまして、対象となった工事の契約条項により損害賠償金を受け入れるため、その受け入れた金額の都市局所管の補助金相当額を返還したものでございます。都市局所管事業におきましては、1点目に述べた事業が全て完了した時点で基幹事業、提案事業の事業構成割合が確定し、補助対象費、交付限度額、国費率が低減する可能性があったため、今回返還を行うこととなったものでございます。

内訳につきましては、都市局分として4,007万5,870円、道路局分として1,408万2,462円。合計5,415万8,332円を返還するものとして補正をさせていただくものでございます。

概要は以上でございます。詳細につきましては、担当のほうから、お手元に配付した資料に基づき説明をさせていただきます。

以上です。

川村委員長 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。よろしく申し上げます。配付させていただきました資料について、説明させていただきます。

まず、資料1でございます。令和2年度社会資本整備総合交付金返還金の内訳でございます。令和2年6月に返還した交付金も含まれており、資料の右に記載している番号①、②、③とありますが、令和2年6月議会で返還した内訳でございます。④、⑤、⑥とありますが、今回の補正予算で計上させていただいた内訳でございます。

上の表が、官製談合に係る返還分、下の表が県の完了検査によって補助対象外となったもの、及び、基幹事業、提案事業の事業の構成割合が確定したことにより、交付限度額、国費率が低減したものでございます。

この資料1の一番下の記載している金額5,415万8,332円が今回の補正予算で計上している金額となります。その上に記載している3,063万2,473円が令和2年6月の議会の補正予算で返還した金額、その上の8,479万805円が令和2年度で返還予定の合計金額でございます。

続きまして、資料2でございます。これについては、道の駅整備事業における補助対象事業費及び補助金になります。上の表が都市局分、下の表が道路局分となっております。表の左から年度、補助対象事業費、補助金となっております。平成29年度の返還分、令和2年6月議会の返還分、今回補正予算計上しております返還分を差し引いた最終的な補助対象事業費、補助金を記載しております。

続きまして、資料3-1、資料3-2でございます。これについては、地域活性化事業費の総額となっております。それぞれの表ごとに委託料、工事費、用地費といった形で、年度ごとに事業費を記載しております。表の左から年度、都市再生整備計画（道の駅）と記載しております。記載しておりますのは、都市局の道の駅の補助対象事業費。社会資本整備総合交付金と記載しておりますのは、道路局の道の駅整備及びこれに付随した整備事業費の補助対象事業費。市単独費（道の駅）と記載してあるのは、道の駅整備事業のうち補助対象事業とならない単独費。その左に、都市再生整備計画（二上神社口）と二上神社口駅の整備事業の市単独費となっております。

表の1番下ですが、①、②、③、④と記載しており、このうち①、②、③の合計29億3,572万3,232円が、市単独費を含んだ道の駅整備事業費として、以前から報告させていただいている金額であります。

その下に記載している都市再生整備計画の補助対象事業①の道の駅整備事業と④の二上神社口駅の整備事業の合計18億279万円。これに対して右側に受け入れた補助金が7億2,111万6,000円。これが、都市局分でございます。

その下の社会資本整備交付金の補助対象事業費②の10億2,061万6,462円。その右に、これに対して受け入れた補助金5億6,133万8,876円。これが、道路局の分でございます。この資料の3-1については、当初、補助対象事業費、市の単独費、補助金の内訳です。

次の資料3-2が、平成29年度の返還分、令和2年6月の返還分、今回補正予算計上しております返還分を差し引いた最終的な補助対象事業費、市の単独費補助金となっております。3-2の資料の表の中で、網かけしている部分の数字が減額もしくは増額になっている箇所



でございます。また、下に記載している補助金については、四角で囲んだ部分が都市局、道路局での最終的な補助金、その下に当初の補助金及びそれぞれの年度で返還した金額を記載しております。

次に、資料4でございます。返還箇所の位置図になっています。初めに、この図について説明させていただきます。赤色の太い実線、この区域が道路局の対象区域。青色の太い実線、この区域が都市局の対象区域です。そして用地1筆ごとに赤い線と緑の線がございます。このうち、緑の線で囲んでいる用地が今回の返還に絡み見直しを行った筆でございます。返還の対象となった部分については、赤青黄色といった形で網かけをして番号をつけております。

その番号ごとに理由を説明させていただきます。

まず1の箇所、オレンジの網かけの部分でございます。この部分については、道の駅整備区域外と指摘を受けたため、受けた補助金を返還するものでございます。

次に2の箇所、緑の網かけ部分でございます。この部分については、用地買収時において、道の駅の都市局分の整備区域であり、補助金を受け入れましたが、整備計画の変更によりオンランプ工事に伴う市道整備が必要となったことから、都市局分の整備区域外となりました。このため、都市局分で受け入れた補助金を返還するものであります。工事費については、道路局分として補助金の交付を受けており、問題ないことを確認しております。

次に3-1、3-2の箇所、黄色の網かけ部分でございます。3-1については、本来であれば道路局都市局にまたがる区域ですが、対象用地全てを道路局の補助金を受け入れたため、道路局分で返還となります。

3-2につきましては、矢印の先ぐらゐの小さい部分なのですが、大部分は都市局であるものの一部道路局の整備区域となっているため、この黄色い部分の補助金を返還するものでございます。この部分は都市局分での返還になります。

次、4の箇所でございます。赤の網かけ部分でございます。この部分については、道路局都市局の区域にまたがる箇所でありましたが、1筆ごとに面積按分を行わず、交付決定額に見合う事業費に調整して按分を行ったため、補助金を返還するものであります。なおこの箇所の返還は都市局分のみであります。道路局分については按分の結果、本来の補助対象区域になる面積まで達しておりませんので返還はございません。

最後に5の箇所です。資料では分かりにくいですが、ピンクの網かけ部分でございます。この部分については、用地買収時に道の駅の整備区域でありましたが、整備計画の変更により、この部分が道の駅の対象外区域となったため、都市局分での返還となるものでございます。すみません、次の6番が最後です。

最後に6の箇所、青色の網かけの部分でございます。この部分については、道の駅整備に伴い付帯的に整備する必要があったため、用地買収時において1筆買収を行い、補助金を受け入れましたが、道の駅整備区域外と指摘を受けたため、都市局道路局において返還となったものでございます。

資料の説明については、以上でございます。

それと、質問の中でなぜこのようなことが起こったかということでございます。今般の事

象については、道の駅整備事業が過密な日程の中で事業を行っていたこと。事業執行中に、土地利用や建物計画の変更を行ったこと、及び、道路局都市局の複数の交付金事業を活用する際、留意点について職員の補助事業に対する認識の甘さから生じたものと認識しております。

用地費の返還部分については、当初の計画予定で買収を進めておりましたが、整備計画の変更により、結果として補助対象区域になったり、都市局と道路局が入れ替わったものもございました。本来であれば整備計画を変更した時点で、国や県に相談し返還等を行う必要があったと思いますが、当時は過密日程で事業執行しており、そこに気づくことができずに今回の返還になったものと認識しております。

それと、道の駅の補助金返還金については、これで最後かというご質問かと思っております。今回の返還金については、奈良県の完了検査において指摘を受けたものであり、会計検査院による会計検査はまだ行っておりません。これで最後ですと断言することは難しいですが、今回の返還の協議の際に、全て見直しを行っておりますので、これ以外で補助金を返還することはないと考えております。

以上です。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。補助金返還ということにつきましては、これは国の補助金事業ですから、当然国の法律に基づいてやっているわけですよね。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律という法律があって、とりわけ先ほどありましたように目的外使用につきましては、これは補助金返還を命ぜられると。必ず返さなければならないものとして命ぜられると。いわゆる不正を犯したということなんです。これは法律上ちゃんと書いてありますよ。不正な目的外使用というのは不正なことによって、当然それに発生する補助金返還を求めるということで、葛城市はこういうふうな補助金を返還することになりました。

その内訳を見ますと、大変多くのことにわたって十分な管理ができていない。先ほどありましたように、本来の事業の目的として使用するというふうにして、用地買収しておきながらその目的から外れる。つまり過大な土地の用地を買収したということでしょう。

こういうふうなことが、過密な日程と言われながらも行われたということなんですけれども、先ほどおっしゃったように補助金事業についての認識の甘さということもおっしゃいました。これについては、私として、この責任はどうなるんだということなんです。これ、表、今回もう本当に原課におかれましては、職員大変ご苦労されて、県とのいろんなやり取りの中でこういう細かい資料も作りながら、補助金返還についての事務作業、大変な時間を費やされてきたと思います。こういう立派な、これは総括に当たるような資料であろうと思えますけれども、これを見ましても資料の3-2のところに、補助金を幾ら返したかということで都市局分の補助金、道路局分の補助金、当初の補助金と平成29年度及び令和2年6月、それから今回の返還額。これを合わせてみますと、大変な金額になります。2億5,000万円近いですか。返還になるわけです。

当初これは予算として、ちゃんと計上して議会で議決しているわけです。議会で議決して

おったものを、これを執行した後で返還することになれば、これ一般会計財源から出していくわけですから、これについては市民の損害です。はっきり言って。これはちゃんとした責任を取っていただくということが私は必要なのではないかと思います。

例えば議会で議決したことそのものが、こうした形で違うことをやっていて、補助金返還しなければいけない。一般会計補正予算に出ますけど、これ、国として絶対返してほしい。返さなければいけない義務的なものですから、議会で否決なんかもできませんよ、これ。そうした形で返すということになったということに対しては、これは議会の審議そのものも形骸化させるようなことになるわけですから、こうした補助金返還について、私は明らかに責任があるところは明らかにした上で、損害賠償請求等行うべきものだと私は考えますが、この点についてご意見をお伺いしたいと思います。これは市長等になるとは思いますけれども、ご答弁をお願いしたいと思います。

**川村委員長** 市長、指名されていますけど。

阿古市長。

**阿古市長** 委員からお話をいただいております。多分この議論というのは一般質問の中でも幾度となくさせていただいたのかなという認識でございます。補助金を返還するに当たっては、いろんな理由が多分混在しているのかなという理解をしております。通常の事業におきましても、例えばその事務処理において、意図的にやられたものとそうでないものが混在するということはあり得る話でございます。事業計画そのものがその事業のとおりにならなかった。そのために、補助金の返還というのは通常の事業の中でもあるという認識を持っております。その中で今回の道の駅かつらぎの問題につきましては、法律上問題にあるものにつきましては、過去において、訴訟という形で今現在3つ争っているところでございますが、そのような形の手続を取っている。今回の事象が果たしてどこまで、その部分で判断できるのかなということではございますが、今現在、事務方が答弁したとおりでであるという認識を私としては持っておるというところでございます。

以上でございます。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 事務方の説明どおりだということでありまして、様々細かいところで、事務手続上、故意ではなくて、結果として、そうしたことも起き得たというふうなことも含めてお話しされましたけれども、細かく精査して、やはりどこまでどういことが行われたかということについては、やはり明らかにして損害賠償請求を私はすべきだと思いますよ。

もちろん結果として、そうしたことがなければ、それは必要はないと思いますけれども、そもそも2億5,000万円も、言ってみれば本来は適正な執行をしておれば、こうした補助金の発生はないわけです。こうした補助金の発生があるというのは不適切な不正な目的外使用、管理不十分、そうしたことの中でこうした補助金返還が発生するということは、これは市民にとったら不必要な返還です。一般会計からの。2億円余りあれば、どれだけの事業が市民に対してできますか。コロナ禍の中でインフルエンザワクチンの高齢者やお子さん方にするというんだってこれだけの金額あったらできるじゃないですか。

だから私は税金について、無駄遣いしない上にとっても、これについてはやっぱり精査して、きちっとやっていただきたいというふうに思います。今、市長の答弁ではやるのかやらないのかははっきり分からないというふうなご答弁で、私は大きな後退があるのではないかなというふうに思います。

過去、この議論をしてまいったときには、前の松山前副市長については損害賠償請求も含めて考えてまいりたいというご答弁があったと思いますけれども、今回この結果が出て、私は、ちゃんと精査した上でそうしたご答弁がどうするかということがはっきり分かるんだったらあれですけども、精査するというふうなご答弁すら、ちょっとお聞きできなかったのは私は大変残念だと思います。

以上です。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

**西川委員** 僕は、これ前々から言うていますねんけど、道の駅の反対をやられた方、この人らがいろいろと動いて、この不正な契約や契約違反のやつはそもそも初めから決まってるから、そらしようがない。そんなんは返還せんなんのは、葛城川のやつだって、そんなの談合やったら、そらあかんて決められてあるから、そら、そういうことやろうけれども、前々から言うているように、この道路局分の分、はっきりと葛城市と土地開発公社と契約やって主体は葛城市やと。葛城市やったら補助金出るんやと。開発公社がやったから補助金返還が出たんやと。用地買収とそれと補償補てんやな。その分の返還出たんやと。

それを、いやいや、やってまんねんと。いや努力したて、何の努力したんか知らんけど、それをきっちり、そのとき誰が来てたん、ここへ。国土交通省の関係の人間が皆来てたやないか。それこれやんのに。それをおかしいおかしいと言うてやで。聞いてるやん、奈良県の担当課のほうへ。この目的外使用のことも、このことも、あんたこんなことで補助金出していいんかと言うて。せんど反対をやった。

今、質問しはったけど、前の議員、みんな、県の担当者、わし、じかに電話して聞いてまっせ。こんなんどんどんこんなこと言うてきはんのかと。

自分のところにせっかくついてある補助金をうち違反していますさかい、こんなんでよろしいのか、よろしいのか。それで返させたら、ああ市民に迷惑かけてどうのこうので。こんなん完全な政争に。市長だってこれ反対でいっていたやんけ。それにおまえ、巻き込んでこんな話。返還させたら、手柄取ったような。何を。はっきりと。この目的外使用のやつでも、きっちりと交渉を何回しに行ってるんや。こんなんと違う言うて。

それであれの。

おまえら、出ていかんか。

(発言する者あり)

**西川委員** 何よ。出ていかんか。

委員長、こんなん認めていないやろ。傍聴、認めていないやんけ。出ていけ。

(発言する者あり)

川村委員長 傍聴者は発言できませんので、心得てください。今発言しないでください。審議中ですので。質疑、よろしいですか。続けていただいても結構ですか。

傍聴は静粛にお願いいたします。

では、質疑続けてください。

西川委員 突然入ってきて、文句言いに来て、何を言ってんや。

それ1回やったか。何回か行ったか。市と契約やってんねんて言うて、これはこういうふうに認めてくれと言いに行ったか。何回行ったんや。それ。

それと、この目的外使用のこのことについて、きっちりここまでで、こういうことで認めてくれという言いに行ったか。何回か。返してもうたものが手柄か。返さんなんのんが。

川村委員長 では、答弁いただきます。

安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。協議というか足を運んだかどうかという話と説明したかという話なのかということなのですが。

西川委員 契約。契約はどない言うとのんや。契約しとるやろ。市と開発公社の。

川村委員長 では、そこから答弁。開発公社と市の契約について、少しご答弁いただいて、それから県との交渉についてお述べください。

西川委員 市が主体と違うんかと言うとんねん。市が。

川村委員長 質問、分かりますよね。

安川建設課長 はい、ちょっと、すみません。

川村委員長 松本部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。当然、県のほうには、市の主体の事業ということとは説明させていただいています。何度となく説明をさせていただいて協議をさせていただいた中で、最終こういう判断を県のほうからされたということでございます。

以上です。

川村委員長 公社との契約については。

松本都市整備部長 についても、当然、話はさせていただいております。

西川委員 何回行ってんのや。何回。

川村委員長 交渉過程については、分かりませんか。言えませんか。

西川委員 答えよや。目的外使用でどこのやつを、どういうふう交渉しに行ったんや。

川村委員長 では、その経過というのは、ちょっと今答弁できますか。交渉経過というのは。

西川委員 どこもみんな事業やるのに、補助金をもらうの必死になつとんや、皆。どんなことでも。それを必死になって、きっちり、これ葛城市が主体やねんと。公社と契約してまんがなと。何で補助金返還せんあきませんねんと、そんな交渉何回しに行つてんのや。この道路局の分でも。ほんで。

川村委員長 今、質問答えてもらうのと違いますか。

では、答弁していただけますか。どのぐらい交渉過程の中で、そういった詳細は言えませんか。答弁できませんか。

安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。ちょっと今の時点で手持ち資料がないのではっきりした回数は分からないんですが、複数回ということですか、ちょっと今回答させていただきませんというところですか。

あと、県についても複数回協議として、足を運んで行っております。ただ、国については、国のほうにも足を運ばせていただきたいということで相談はさせていただいたんですけど、県から地方整備局のほうに確認いただいたら、来庁は控えてほしいというようなこともあったので、地方整備局のほうには出向いては行ってないというのが現状でございます。

以上です。

**西川委員** よう答えんの分かってあるやん。こんなもん。国みたいなもん、行かせてくれるかいな。県が怒っとんのに。当たり前やん。こんなもん。

それで、このことについては、はっきりと今よう答えやんと言うのやったら、目的外使用のことどこをどう言うたか俺具体的に報告もらうで。ほんで、国よう行かんと言うのやったら、今からでも行ったらええで。ほんで、補助金で、補助金を先もらうか後からもらうかの話やろが。そんなこともここで細かくしてあるけれども、ほな何のために国のほうからあれ来ていたんや。こんなもの。完全な。ある程度。これははっきり言うて、大きな政争の道具になってしまっている。補助金返還したら、ああ、こんなしとったんやて。これを市民に迷惑やなんて。ほんなら、もうちょっとしっかりと返還せんでもええような形を国へ来やんでもいい言うても行って、その当時の来ていた部長もみんな含めて、飛び込んででも行かなあかんのと違うんか。ああそうです。ああそうです。こんだけです。こんだけ返還です。

これ委員長、はっきりともう一回、資料ないと言うのやったら、きっちりどんなことを言いに行って、県へもどんな交渉しに行ったか、ちゃんともう一回きちっと報告してもらうで。

**川村委員長** そういった交渉過程というか、そういう内容について今資料を持ち合わせておられないので、また後ほどご報告いただきたいと思います。

ほかの方も質疑ありますので、そのまま進めますので。

ほかに質疑ありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** いろいろ議論出てるけども、やっぱり理事者側もはっきり答えないとあかんということは、今言われている公社で補償、買うたとか買わんとか、議論出てるけども、平成13年、平成19年、道路局から指導、補助乗りませんということ、はっきり文書来てあるやん。それを知っていて公社で買っているわけや。それを補助乗らへんさかいと言うてわざわざ公社と契約してあるやつをまた個人と契約しに行ってんねやないか。当然返還するの当たりの話や。こんなこと国へどないして言うていけんのよ。まあ言うたら違法やってんのやないかい。それをこんだけ言われてやで、理事者黙っとんのか。俺はじっとためていたよ。県行ったとか、何とか言うているけどよ。

**西川委員** 行ったんと違うんか。

**岡本委員** 行ったがな。俺が行ったのは、基幹と提案と言いに行っているだけやがな。そんな、補助金が不正にしているとかどやとか、そんなこと俺は言いに行っていないで。もともとこんなことすること自体が間違っているやないか。職員やないか。職員が通達出たことも知らんとやな、何で買収しとんねん。そんなものおかしいがな。今さら返せと言うても当たり前の話やがなそんなもん。それを今、返すさかいどうのこうの。私は委員長そう思いまっせ。法律に基づいて仕事してんねんやないか。資料出してみい。平成13年、平成19年出てるやろう。2回も出てるやん。ということは国の中で1回出したかて、まだこれやっているとということやって、2回目出てるやん。それを知っていて、買収してんねんやないか。ほんで、今返したさかいどうのこうのて、そんなもの、政争の具も何も俺はないと思う。こんなもの当然のことやん。返すのんて。

今、この資料見たかて、そうやろう。区域外まで買っているねん。それを補助に乗せてんねん。そら担当やったら乗せるやろ。せやけども、はっきりきちっと精査していったら、こら区域に入っていないと言われたら、そら返さなしようないやないか。

まあ、何ぼか多めに見たら、都市局と道路局との境目というのか、これはちょっと難しいかもわからん。そやけど、できるだけ有利な補助に乗せようという職員の努力はよう分かるやん。それから、建物の前の駐車場も道路局でいったらいい。55%補助もらえる。俺、職員の努力は分かるというねん。そやけども、後で分かるような補助の申請の仕方というのは、やっぱり具合悪い。今、この図面見てたかて、変更になってあると言うたって、これずっと奥まで土地買ってある。

それと、私はこんなこと言うたらあかんけど、例えば6番。これかて補助に乗せようと思ったら、ここまで舗装もし、道路にしたら、俺は補助に乗ると思うで。それをこの区域だけ除けて工事をしてある。そやから、返還せんなん。職員が知恵出すんなら、そういう知恵も出したらええやん。2番もそうやんか。2番もその区域に入れたんやったら、そこ何で工事せえへんねん。そんなん職員やったらこれは常識の話やないかい。それを今になって返還するさかい、どうのこうのと言われるんやったら。

**西川委員** 質問してんのか。何しとんのや。

**岡本委員** 質問してんのやないかい。

**川村委員長** すみません。委員間のやり取りやめてください。

岡本委員。そっち向いて。

**岡本委員** 俺、こっち向いて、言うてんねん。そやから、しっかり答弁してくれと言うとるわけやねん。俺文句言うているのと違うがな。そうやろ、この図面を見せるのはそういうことやないか。いかに補助事業がええ加減にしとるかということや。もっと本当に補助事業を真剣に考えているのやったら、こういうこともテクニックやないか。入れようと思ったら、何ぼでも入れられるやん。

そやから、今、あんたらに言うてもしようがないがな。担当していなかったんやもん。そやけど、こんな話出てきたら言わなしようない。だからもっとや、何もこれ、どうのこうの俺は議論して、返したらあかんとかいとかそんなことを言うるとるのと違う。今後の、やっ

ぱりいろんな事業をやっていく中でこういうこともきちっとやっていくねんということを、心入れ替えてやっていかんと、補助事業みたいなんでできるかいなと言うねん。

僅か20億円か30億円の補助事業でこんなこと言うていたら、もっと今まで100億円もやってる事業やっているやないか。こんなものしてへんがな。今まで。

そやから、今、そんな話出たので、これ言うけども、要は、このここで、今年、今の予算で5,400万円返還出た。この分については道路局都市局、図面見て分かった。今言うたように、まあ言うたら用地を余分に買ってあった。その分返還する。これしようないやん。しようないと言うんか、そらそんで今さらこれを返還したらあかんとか、そんな議論する気はない。そやけども、補助事業というのは、そんな甘いものではない。きちっとせなあかんということのをこれ見ただけで分かる。そやから、職員一人一人肝に銘じて今後一切、こういうこともせん。法律もしっかり勉強する。この姿勢や。俺はそれを頼みたい。

そやけど、出たものしようないがな。そやけども、谷原委員言われたように、私は去年12月松山前副市長に質問した。このときにこんだけ1億6,500万円。これ、どうしまんねん。誰が弁償しまんねん。損害賠償請求しますとはっきりこの場で言わはってん。そやから、わしは進んであるなと思ってるわけや。ところが今聞いていたら、進んであるようには思われへん。そやから、今言うたように、まず回答として、補助事業のやり方、姿勢、今後どういうふうにやっていくねんということと、今言うている損害賠償請求するのかせんのか、まずこの2点。答えていただきたい。

**川村委員長** 松本部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。この開発公社の補償の件につきましては、もともと法律に認められていないということで適切に処置をされていなかったということで、返還をさせていただいております。今後につきましては、適切に進んでいくよう、しっかりしていきたいと思っておりますので。

**川村委員長** 損害賠償、損害について、今後どうするかということ。答弁はもう。

溝尾副市長。

**溝尾副市長** ちょっと松山前副市長の答弁、私は把握していないので、そこと一緒になるかどうか分かりませんが、まず損害が生じているかどうか、民法上の損害というのは損害が生じていないと損害賠償請求できませんので、仮にこれが補助請求しても、最初から認められなかったのであれば、実質的な損害というのは生じないと。最初からもらえなかっただけ。なのであれば、損害というものは生じていないと。本来はちゃんとやれば認められていたと、金額ちょっと分かりませんが、なのであれば、損害というものは事実上生じていると。あとはその内容に応じて違法とまで言えるのかどうか、などなど、いろいろ判断していかないといけない。ちょっと私、今の時点で、損害賠償請求を求める求めないというのはお答えできませんが、事実関係としては、まずそこを確認しないといけないのかなと思います。

以上です。

**川村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 部長なり、副市長なりに答えていただいて、法に基づいて仕事をしっかりしていくという



ことだと思えます。今の副市長おっしゃること当然やと思えますけども、もう一遍精査をしていただいて、今言われたように、当然補助に乗らへんだものやったのか。あるいはこういう方法でいったら、補助に乗るねんとか、そういうことを今後の参考にするために、やっぱり精査をしていただいて、やっぱり今後こういうことが起こらないようにしないと。今ここで起こってから、やいやい政争の具やとか何とか言うたかって、すぐに解決できへんのやから、やっぱりこれはこれで、認めるところは認めて、後で今後こういうことが起きんようにしようと思ったら、どういうふうにしたらええねんということを今を教訓にして、調査してもらえたら、副市長の答弁はそういうことだったと思えますので、ひとつそういうことでよろしくお願ひしたいと思えます。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

今、もう5款6款。

谷原委員。

**谷原委員** では、ほかのところで1点質問させていただきます。ページ数で言いますと、11ページになります。11ページのところの農林商工関係のところになりますけれども、5款農林商工費、3項商工費、2目観光費の中の18節負担金補助及び交付金のところでは、

ここを見ますと、この補正内容について60万円の減額ということで補正予算が出ているんですが、補正額の財源内訳のところを見ると60万円の内訳が大変大きな金額で動いているんです。国県支出金が469万2,000円ほど減額になり、ここで新たな地方債を起すということで840万円、先ほど最初に説明がありましたけれども、地方債起債についても補正が行われている。一般財源については、マイナス430万円余りの減額になって、トータルで60万円ほどの金額の減額と。その内訳は右側に書いてありますけれども、新型コロナ禍の下で、奈良食祭2020実行委員会の負担金とか観光ボランティアガイドの会の補助金等がそれぞれ30万円ずつ減額になったということになっているんですけれども、これはちょっと私として理解しにくいのは、歳入のところと関係するんでありますけれども、歳入の明細について、事項別明細のところページ数で言いますと6ページのところに、県の支出金としての先ほど言いましたけれども469万2,000円の補正の減額については、外国人観光客周遊滞在促進事業補助金等、ここに書いてある外国人観光客の受入環境を整えるような補助金、そういうものが大きく県の支出金として減額されたような中身になっているんです。

したがって、もう一つこの中身を詳しくおっしゃっていただかないと、何でこんな起債が発生するのかと。県のほうの減額は外国人観光客の件の減額なんだけれども、こちらに出ているのは奈良県食祭とか観光ボランティアの会だけの記載になっているので、ちょっとここを詳しく説明お願ひいたします。

**川村委員長** 吉村課長。

**吉村商工観光課長** 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいま谷原委員のご質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず歳出のほうでございますが、事項別明細に記載しております食祭に係る分、あるいはボランティアガイドの活動に係る補助の減額となっております、これと、歳入の部分が一

致しないということですが、歳入につきましては、この項目とは別に当初で予算を計上しております工事費、あるいは、委託費に係る部分の補助要綱が本年7月2日に県の事業要綱が改正されました。それに伴いまして、補助率が変更になったことによります歳入の組替えの補正予算というふうになっております。

1つは、歳出のほうでは外国人観光客周遊滞在促進事業でございますが、これは観光駐車場のほうの看板を多言語化するために計上させていただいております。これは当初から3分の1の補助ということで、予算を計上させていただいております。もう一方で、外国人観光客受入環境整備事業補助金のほうにつきましては、南今市区域内にございます孝女伊麻史跡広場に在します観光トイレがございます。このトイレを補助金を活用して洋式化に改修するというので計画を進めておるものでございます。これが、予算要望の際には3分の2の補助ということで県から示されておりましたが、この要綱が廃止されまして、新たに奈良県魅力ある観光づくり推進補助金というものに置き換えをされました。このことによりまして、補助率が3分の2から3分の1に変更をされました。これに伴いまして、市の一般財源からの持ち出しがその3分の1が増えるということになっておりまして、この分につきましては、地方債のほうで地域活性化事業のほうの起債事業のほうで、単費をより負担を軽減するというので組替えをさせていただきまして、今回計上させていただいております。

以上でございます。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** よく分かりました。ただ説明のところ、ちょっと不足なのかなと。これだけ見ますと、前と見て、この歳出がどういう具合になっているのか。この起債が何のためなのかというのが、ちょっと説明だけでは分かりにくいのかなと思われましたので、ちょっと質問させていただきました。補助金事業については、大変気苦労の多いところですけども、丁寧に対応されているというふうなことも承知いたしました。ありがとうございます。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

**松林委員** 私は、12ページの説明のところと言いますと、河川管理事業というところをお聞きしたいと思っております。これは先ほどのご説明の中で、緊急自然災害防止対策事業、そしてまた、緊急しゅんせつ推進事業ということで、多分いろんな有利な事業債を活用しての事業と思うんですけど、その事業債のその工事の対象、それぞれの目的に沿った対象の施設というのか、場所というのかあると思うんですけども、その工事の内容を、このような工事しましたよということを、内容をちょっとご説明いただければ。

**川村委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課、安川です。よろしくお願ひします。緊急自然災害防止対策事業と緊急しゅんせつ推進事業についてのご質問かと思ひますが、その2つの事業についての施工計画場所について説明させていただきます。

まず、緊急自然災害防止対策事業については、これにつきましては、概要としましては緊

急自然災害防止対策事業については、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策と連携しつつ、地方単独事業として災害発生予防拡大防止を目的に実施する防災インフラの整備を推進するための事業ということです。

該当場所につきましては、中戸区の山麓線から南側の教善寺から南側の吉野川分水との交差している水路部分に、分水路の上部に水路の大型のU型構造物がありまして、その構造物が基礎の一部崩壊によりずれが生じて、漏水が発生しているという状態であります。それにより、隣地に被害が発生するおそれがありますので、緊急に改修したいということでありませう。緊急自然災害防止対策事業については以上です。

続きまして、緊急しゅんせつ推進事業についてです。対象につきましては、台風等により河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被害後の復旧費用を考慮しても維持管理のための河川等のしゅんせつ、堆積土砂等の撤去が重要であることから、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川等のしゅんせつを実施するという事業に実施できるということとした事業でございます。

対象計画区域としましては、今年度は高田川の北流、これにつきましては寺口地内。もう1件につきましては、初田川、新在家地内を今年度予定しております。令和3年度以降については、太田川寺口、熊谷川竹内、兄川の山口、梅室、葛下川太田地内ということで、今年度から令和5年度の計画で実施するということでございます。

以上です。

**川村委員長** 松林委員。

**松林委員** いろいろな有利な事業債を活用してでの対策ということで、しゅんせつ、河川の堆積物を除去して水の処理というものを増大するという、こういう部分だと思うんですが、これもたしか緊急しゅんせつ推進事業は令和6年度ぐらいまでの期限だったと思います。そしてまた、緊急自然災害のほうは防災・減災、国土強靱化の計画と連携しているものだと。これはもう来年の令和3年3月までのということでもうぎりぎり、そういうふうな形でされておられると思うんですけども、これ、私ちょっと分からへんのは、今後まだまだ改善を要する危険箇所という部分は多分恐らく抽出はされておられると思うんですけども、今後、そういうようなところはまだまだ予定はされておられるのかということと、そしてまた、そういう判断基準、こういう箇所は、ぜひともこういうような対策が必要だということは、誰が判断されるのかという、そこらちょっと教えていただければ。

私の言うていること分かりますか。誰が、ここの箇所は本当に対策が必要だというところを誰が判断するのか。行政から上げればいけるものなのか。誰がそういうような、ここは対策が必要だという、そういう判断をどこでされるのかという。そこが分かれば。

**川村委員長** いけますか。安川課長。

**安川建設課長** 建設課、安川です。まず、今、計画を出させていただく以外の箇所についてですが、計画を出すに当たり変更が認められる場合がありますので、また新たにこの事業に係る場所があれば、随時計画の変更をお願いした中で進めていけることとはなると思います。

それと基準については、各事業について要綱が出されておりますので、その要綱に応じた

中でうちの建設課のほうで、その基準に合うもの。具体的には大字要望なりから上がってきた分とか、災害で住民から要望があったりしたものを要綱に当てはまるものであれば、具体的に上げていきたいと思っております。

以上です。

**川村委員長** 松林委員。

**松林委員** いろいろと環境のほうも、ここは今の基準で大丈夫かなと思っても、いろいろとまた環境のほうがいろいろと激甚多発化しておりますので、もっともっとまたレベルを上げなければならぬところもあって、言うなれば今後いろいろと、そういう改善箇所というのは、まだまだたくさん課題としてはあるのかなと思います。ただ、国土強靱化計画、これも令和3年3月までという、それと連携している事業も結構多くありますので、そこら辺が少し国のほうがさらに延長を、この計画を延長していただくことを望むところなんですけれども、そういうような今後まだまだ改善もしていくと、そういう危険箇所については、本当に1つ1つ、そのリスクを消していくというようなこともしていただければということで、了解いたしました。ありがとうございます。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 河川のしゅんせつについてちょっとお聞きしたいんですが、これ、県の事業としてやる場合と、それから今これは市の予算でやる場合というふうになっていると思いますけれども、これについては河川によって対象が違うのか。それとも、どういうふうなことで、県、市の管轄になっているのか。ちょっとそこら辺のことを教えていただけますでしょうか。これは住民の要望も今非常に多くて、非常に氾濫を気にされる方が大変河川に堆積土砂があるということで、県のほうがよく事業もやっておられたりするので、今回市のほうがこうした形でかなり、多くの箇所、しゅんせつされるようなことですので、ここら辺の管轄とか、予算の出し方というのはどんなことになっているのかちょっとお聞きします。

**川村委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課、安川です。ただいまの質問ですが、事業の区分けとしまして、1級河川であれば奈良県でお願いするところでありまして、それ以外の準用河川なり普通河川は市のほうで対応させていただくと。準用河川については、うちの市ではございませんので普通河川が今回上げさせていただいた計画の中は、普通河川の分の計画となっております。

以上です。

**川村委員長** よろしいですか。

阿古市長。

**阿古市長** 委員が指摘いただいている部分につきましては、今年度が初めてでございます。1級河川の場合は今までから県のほうが事業やっていたということなんですけど、それから先の部分、細い川の部分はもう今までから市単独だったんですけど、現実はその事業というのはなかなかできないでございました。ただ、今年度から総務省で新しい起債事業ができました。それに乗った事業でございます。昨年12月頃から準備を致しまして、今年度におきまして申請をして認められた部分でございます。昨今の災害といいますかね、特に水災

害が非常に多発している中での新しい事業でございます。今まで、その事業が危険な箇所が分かりつつ、しゅんせつもできなかった部分が新たな起債事業として、市で取り組むことができるということでございますので、最大限、その事業組み入れて、整備といいますか、危険箇所を少なくしていきたいという思いでございます。

以上でございます。

**川村委員長** よろしいですか。

谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。よく分かりました。市でもそうした形で予算が使えるようになるということで、起債の部分も後の交付税措置等有利ということだろうと思っておりますので、よく分かりました。ありがとうございます。

**川村委員長** それでは、歳出の6款までをもう終結したいんですが。

岡本委員。

**岡本委員** 今ちょっと聞くねんけど、このしゅんせつの河川、これどこの管轄やねん。国土交通省の管轄か総務省の管轄か。それだけちょっと一遍教えてほしい。この起債見ていたら、国土交通省やろう。総務省の管轄になるのか、それだけ教えてほしい。

**川村委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** どこの管轄かという、起債を担当するのは地方財政措置は総務省でございます。事業としては、国庫補助事業であれば国土交通省でございますけれども、今回、市の単独事業で、地方債、地方財政措置だけを使っているの、管轄という言葉がいいかどうかは分かりませんが、どこに聞くかという、起債でいえば総務省ですが、もちろん計画が必要でして、計画については国土交通省についても出ささせていただいて、国土交通省でオーケーが出れば、今回の事業は起債が使えるということでございます。回答になってますかね。

**川村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 副市長おっしゃるのは当然だと思いますわ。事業は国土交通省、起債を起こすのはそれは総務省。もちろん、財務省で許可取らんなんねんからな。そやけど、わしの言うているのは、起債と言うたら言い方が悪いんか知らんけども、この事業主体というのは国土交通省が主体となって事業を起こすんやろ。それで起債事業やから借金でいけますよ。後、交付税措置しますよとこういうことでんねんやろ。それをどこでと聞いているわけ。そら言われるように、事業するのは国土交通省や。起債起こすのは総務省やと言われたら、そらそうや。

**川村委員長** じゃあ、副市長。

**溝尾副市長** もう一度になりますけれども、市の単独事業ですので、国の事業ではないので、国土交通省の事業ではございません。市の事業になります。ただ先ほど申し上げましたとおり計画などは国土交通省にも提出すると。お金のことで言うと国庫補助事業ではないので、国土交通省からお金が来ることはありません。地方財政措置で、今後の元利償還金に対して交付税措置がありますので、交付税措置という意味であれば総務省からお金が来るということになります。

以上です。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 今回ののは非常に珍しいタイプの事業でございます。主導権といいますかね、当初出てきた事業の組み上げ方としては、総務省のほうから実は出てきております。その中で河川のことですので、国土交通省とも相談されたという形になっております。たしか緊急防災・減災事業債と同じの交付税措置の珍しい起債でございます。

その中で一部議論になったのは、国土交通省との相談の中で準用河川という言葉締めつけが出てきました。ただ、葛城市の場合は準用河川ございません。河川台帳に登録するという作業がない限り、準用河川にはできませんので、その作業をするということは非常にお金がかかりますので、全国的にも準用河川に登録されているという自治体は少のうございます。そのいきさつの中で準用河川というものが外されて、市の、ある意味幅広い河川のしゅんせつ工事、安全確保に使えるという起債事業として事業に取り組むということでございます。あくまで市単独事業でございます。確かに連絡等、国土交通省のほうにやはり河川としての届出はするんやろうと思うんですけど、事務手続上は。ただ、市単事業で交付税措置の高い起債を使った事業であるということでございます。

以上でございます。

川村委員長 よろしいですか。

岡本委員。

岡本委員 そんな議論する気はないけど、総務省、総務省ていうさかい、おれ知って国土交通省と違うんかと言うてんねんや。そら財源内訳見たら分かった話やねん。市の事業というのも分かった話やねん。それしか、起債みたいなん借らへんがな。総務省、総務省言うさかい聞いてんねん。おれ、言いたいのはそれだけや。

川村委員長 それでは、6款までの質疑を終結したいと思います。

ここで、もうこのまま、一般会計続いてやりたいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

川村委員長 それでは、職員の入替えをお願いします。申し訳ありませんが、迅速にお願いいたします。

(職員入替え)

川村委員長 それでは、次に、歳出の7款から8款までの部分とその歳出に関連する歳入の部分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、7款8款の質疑がないということで、それでは、一般会計の質疑をこれで終結いたします。

それでは、議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであればこれより討論に入ります。討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。先ほど来からありました国庫補助金返還金の問題についてであります。これにつきましては、国から指摘を受けたわけですから、反対してもこれ義務的に支払わなければならないとは思いますが、問題はやっぱり市民に対して、どういう形で理解、了解を求めていくかという問題があるかと思ひます。

私としては今回の件につきましては、大変難しい作業をしていただいたんだなというのは、この資料を見て分かりました。職員も大変な作業の中で、締切りがない中で事務手続等、煩瑣の中で混乱の中でこうした事業は行われたんだろと思ひますが、問題はその責任をきちっと問うということが私は大事だろと思ひております。

最も大きいものは損害賠償請求ということで、先ほど岡本委員もおっしゃいましたけれども、今回の補助金には乗ってはおりませんが、土地開発公社が建物補償を行った事業については、国庫補助金には乗らないということが、これは国の通知で何度か出て、会計検査院もそれを指摘しているところでもありますから、そうした中でそうしたことも行われているのか。どこまで。これで職員がきちっと仕事できたのかということもきちっとただした上で、できるものについては責任取っていただくような対応をしていただかないと2億5,000万円も国に返しましたと。あ、そうですかと。副市長がおっしゃっていましたけれども、適正にやっていたならば返さないでいいものが含まれていたとすれば、これについては職員の責任も含めてきちっとしないと。間違っただけでもこう仕事ですからやっただけで終わってしまうわけには、私は市民の方の理解は得られないというふうに考えますので、この点については、ちょっと答弁として不十分であったかなというふうには思ひますので、この点については反対させていただきます。

さらに付け加えて言ひますと、産休に入られた方の職員の手当が今回ついているわけですが、本来ならば6月議会でこれは提出しておくべきものでありまして、その期間3か月も遅れたというのはこれ大変遺憾であると思ひます。私は昔、高校の教員やっておりましたけれども、産休の先生が出ましたら、授業はやらなければいけないわけですから、ほかの先生がそこへ手伝いにその授業を埋めるなんていうことは、これは生徒も大変なことですから、必ず代替要員を充てるわけでありまして。その際にはベテランの先生で退職された方を探すなり、それなりにちゃんとした方を管理職は手当てをして、昔の非常勤職員、今で言へば会計年度任用職員でしょうけれども、きちっと手当てするのが、これは管理職の責任でありまして、産休代替職員を仕事でいろいろコロナで割り振って欠員が出たというのと同じにしては絶対私はいけないと思ひております。職場の女性職員がきちっと安心して子どもを産み育てられる環境を整えるのは、これはもう理事者側の責任でありまして、これは私は1つ前の6月定例会に出すべきものであつて今回出て、これは承認はしますけれども、この点については、でも、これはその仕事ぶりについていかなものであつたかなと思ひますので、今回の補正予算については、反対いたします。

以上です。

**川村委員長** ほかに討論ありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** 私、議第75号、一般会計補正予算について賛成の立場から討論させていただきます。

本補正予算には新型コロナウイルス感染症の影響で予定していた事業やイベント等が中止になったことによって、不用となった歳出予算について、年度末を待たずに減額補正されました。このことにつきましては、財政状況が厳しい中、当該感染症の予防や経済対策、市民の新たな生活スタイルの確立等、緊急に必要な事業が発生していますが、これらの財源を確保という面においては評価するものであります。新型コロナウイルス感染症の関係の費用では、民間保育所育成助成事業として、1園に対し50万円の交付、これ私はすごくいいことだと思います。一生懸命保育士、働いていただいているところへしっかり応援していくというのはすごくいいことだと思っています。学校給食特別会計の繰出金等、緊急に必要な事業も盛り込まれております。今後においても、コロナ禍がいつまで続くとも予想がつかない中、事業の精査をすることにより、いざというときに緊急対応できる体力をできる限り確保していただくことを強く要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

**川村委員長** ほかに討論はありませんか。

副委員長。

**増田副委員長** 私、賛成の立場で討論させていただきますけれども、先ほどの反対討論の中でございました道の駅事業に関する補助金の返還というところでございますけれども、まだ記憶に新しいんですけども、当時の部長、増井部長が返還に関してご説明をいただきました。それを今、今日思い出しているわけでございますけれども、先ほどからの説明ございましたように、非常に多忙なタイトなスケジュールの中でこの計画工事を進めてきたと。当初はこのような計画でという書類を国のほうに提出をしたけども、最終的に計画の変更が可能であろうということで、当初の計画を国に提出して、それに基づいて、その後、先ほど説明ありましたように、目的外使用という表現されていましたが、事業を実施するに当たってより利便性のよい方法に変更をされたと。変更した変更計画を再度受理されるものであろうということで提出したのが、最終的な結論がそれは対象外になったよということで、返還という形になったという説明でございました。

そういうことであると。ただ公社の問題、それから官製談合の問題につきましては、指摘をされる部分もあるかとは思いますが、目的外使用に関して返還される理由は、先ほど副市長が申されましたように、最終的な補助事業の決定した金額であると、私はそういうふうに解釈をして、当初にもらい過ぎていた補助金を今の実態に合った補助金に修正をされたと、こういう解釈。これは先ほど申し上げましたように、当時の部長の説明から、そういうふうに私も判断をしたというふうに解釈をしております。

よって、それ以外のものを含めまして、今回の補正予算については賛成という立場で討論とさせていただきます。



川村委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより議第75号議案を採決いたします。本案を原案のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

川村委員長 起立多数であります。よって、議第75号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時21分

再 開 午後1時45分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第76号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。議第76号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いします。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,102万円とするものでございます。

事項別明細書の4ページをお願いします。下の2、歳出からご説明申し上げます。

6款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金といたしまして、24節積立金におきまして、国保財政調整基金積立金1億円を追加。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目償還金、22節償還金利子及び割引料といたしまして、償還金2万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、その上の1、歳入の説明でございます。

7款繰越金、1項1目繰越金として、前年度繰越金1億2万円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

はい、谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。4ページのところになりますけれども、先ほど説明がありました。歳出及び、これは歳入にも関係するところなんです、基金積立金に対して、財政調整積立基金に1億円ほど積み立てますよと。その原資は歳入として繰越金として1億円出てきたものを入れますよと。これは令和元年度国民健康保険特別会計の決算におきまして、繰越金が生じたということから、こういう扱いになったと思うんですけども、繰越金の額がどの程度あって、そこから、この1億円、このたびここへ繰り入れるということになったんだと思

うんですけども、実際、繰越金が幾ら発生したのか。また、その繰越金はなぜ発生することになったのか。結構大きな金額でありますから、1億円というのは。これはもう国保税によって運営されて、国からの補助金も入っていますが、今、県の奈良県統一化によって、国保税によってこれは賄われると思いますので、この繰越金は国保税の中から1億円出たということなので、なぜそれぐらいの大きいものが出たかということと、それから3つ目ですけども、基金の今のこれを1億円入れた後の基金全体の残高が今どうなっているかということについて伺います。国保の財政調整基金が、この1億円入れた後、幾ら残高になっているのか。この3つをお聞きします。

**川村委員長** 新澤課長。

**新澤保険課長** 保険課の新澤です。よろしくお願いいいたします。谷原委員の質問です。令和元年度国民健康保険特別会計決算において、収支差引き額であります1億5,215万4,794円の繰越しがございます。そのうちの1億円積み立てる予定にしております。

内訳は、平成30年度からの繰越金が約9,500万円。令和元年度の国民健康保険事業費納付金に対します保険税、現年度課税分及び保険基盤安定制度の保険税軽減分の収入額の余剰金が約1,890万円。保険税滞納繰越分が約3,200万円、このほか、諸収入における延滞金や、平成29年度以前にかかってくる保険給付の返納分になります。

基金の残高でございます。令和元年度末時点で1億53万4,788円。令和2年、利子のほうで1万25円、現在1億54万4,813円。今回の1億円積み立てさせていただきまして、2億54万4,813円になります。

以上でございます。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 国保会計において、安定的に運営するために財政調整基金を積み立てていくということで、そんなに多い金額では私もないと思うんです。何かあったときに赤字になったときには、ここから補てんしていくということでもありますから、そんな大きい金額とは思わないんですけども、ちょっと1点お聞きしますけれども、先ほどありました繰越金の中から、要は滞納分についての徴収によって繰越しが出たということなんでもありますけれども、この性格について、もうちょっとお聞きしたいんです。性格というのはどういうことかと申しますと、国保税の国保加入者の国保税によって賄われていると思いますけれども、全ての方が支払っているわけではなくて、支払う義務のある方でも滞納される方がいらっしゃる。そうすると、大体94%ぐらいですか。葛城市において94%あるかな。93%か94%ぐらいだと思いますけれども、残りの分をある意味では、国保税に上乗せして広く徴収しているというふうに思うんです。

そうすると、滞納分は基本的には、その上乗せ分で支払った方がある意味では負担をしている部分があるのではないかとこのように思うんですけれども、こういう理解はできるものなのかどうか、ちょっとお聞きしたいんです。

というのは、この繰越金がどういうふうにしてできたかということをちょっとお聞きしたいんです。というのはこの繰越金の使い方についてちょっと質問したから、ちょっと周り持

った言い方になっているんですけども、なぜこんなことを言うかという、これ繰越金に入れているんですけども、私としては、使うこともできるんじゃないかと、広く、国保税を加入者の方に。こういう基金に入れるというのも手なんですけれども、健康を維持するためのいろんな諸活動にむしろ使うほうが妥当なんじゃないかなというふうな考え方を持っているんです。

つまり、この滞納金というものがどういう性質かによっては、広く加入者に還元されるべきものではないかと。基金として会計安定というよりは、広く加入者の方にそれなりに還元していくものではないかなというふうに考えているんです。

そうすれば、例えば他市でもやっていますけれども、高齢者のインフルエンザワクチンへのそこへ国保会計からの支出とか、いわゆる健康事業に対する支出とか、そういうふうなところに支出があってもいいんじゃないかと。基金に繰り入れるのも手なんですけれども、繰越金でずっと置いてこられたわけですから、その繰越金については別の用途があるんじゃないかと思うんです。

そうすると、考え方としてこの滞納金についてのそれを徴収したものについては、本来は広く負担をした方々に還元すべきだというふうに考えるんですけども、この滞納金の性格について、どう考えるかということについて、ちょっと、お考えを伺いたいと思います。

**川村委員長** 葛本補佐。

**葛本保険課長補佐** 保険課の葛本です。よろしくお願ひいたします。谷原委員、お問合せいただいた内容ですけども、確かに国保税現年分を課税させていただくときに、滞納になるであろう率を割り戻して課税をしておる部分でございますので、現年分は基本的に現年課税分で賄うという体制で今やっております。その中で、おっしゃられますように滞納繰越分の金額については、またこれは保険税として、入金された原資として保健事業等に使っていくことも必要であろうと考えておりますけれども、現状なんです、この制度に移行しましたのは平成30年度からということで、今、今年3年目を迎えておるところですけども、まだ葛城市としましては、本来あるべき国民健康保険税県下統一が令和6年度になりますけれども、この域に至っておらない状況であります。平成29年度までは、税収自体が不足しておりましたので、法定外繰入れということで対応させていただいておまして、平成30年以降こうして過年度の収入が今若干余裕を持っている状況ではございますけれども、ここの考え方も、また奈良県国民健康保険運営方針の中でちょっと見直しも予定されておるようです。この滞納分ということの使い方の中も、その見直し結果も踏まえた中で検討させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 補正予算ということですので、予算支出に関わるので、ちょっと決算と違うので用途についてちょっと踏み込んで言わせてもらったんですけども、私としては、財政調整基金、何でも使えるというところもありますので、今後、この滞納繰越金については先ほど言いましたけれども、やはり現年度課税者に対して割戻しという形で、ちょっと負担が上乗せして真

面目に払っている方にとっては、その負担額は大きくなっているんです。したがって、その分の過去の滞納分がこうやって徴収された場合は、広くそうした方々のために使うという考えもあるんじゃないかなということをちょっと申し上げて、私の質疑といたします。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** ないようであればこれより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第76号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村委員長** ご異議なしと認めます。よって議第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第77号、令和2年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。本案につき提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いたします。ただいま上程になっております議第77号、令和2年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,380万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,000万1,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。

介護保険事業勘定の歳出でございます。4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金で7,311万1,000円の追加でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節償還金利子及び割引料で4,069万円の追加でございます。

次に、介護保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目1節低所得者保険料軽減繰入金で32万8,000円の追加でございます。これは一般会計のほうでご審議いただいております令和元年度の低所得者保険料軽減負担金の精算に伴い、一般会計より繰入れするものでございます。7款繰入金、2項基金繰入金、1目1節介護給付費準備基金繰入金で32万8,000円の減額でございます。

最後に、8款繰越金、1項1目1節繰越金で1億1,380万1,000円の追加でございます。こ

れは令和元年度から、令和2年度へ繰り越される分で、歳出の基金積立金と償還金に充当しています。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいいたします。

**川村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第77号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第77号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

では次に、議第78号、令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。本案につき提案者の内容説明を求めます。

吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。それでは、議案になっております議第78号、令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書をまず1ページをご覧くださいと思います。

第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ163万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,827万4,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書4ページのほうをお願いいたします。

まず、下段の2、歳出のほうでございます。1款教育費、1項学校給食費、2目学校給食管理費で、令和2年3月分の小学校中学校の臨時休業に伴います給食食材のキャンセル料といたしまして、21節補償補てん及び賠償金163万2,000円の追加でございます。

次に、上段の1、歳入につきましてでございます。2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、学校の臨時休業に伴います令和2年3月の給食材料費キャンセル料の既支払い分の残50%を補助対象といたします学校臨時休業対策費補助金のうち、市の負担分でございます分につきまして、1節一般会計繰入金40万9,000円の追加をするものでございます。

次に、4款諸収入、1項雑入、1目雑入で、同じく学校の臨時休業に伴います令和2年3月の給食材料費キャンセル料の既支払い分の残50%を対象といたします学校臨時休業対策補助金としまして、1節雑入、学校臨時休業対策費補助金として122万3,000円の追加をするものでございます。

以上、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

**川村委員長** ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** ちょっと単純な質問なんですけれども、歳入のところで、歳入の4款諸収入のところ、1項雑入、1目雑入ということで、ここに学校臨時休業対策費補助金ということが入っているんですけれども、この雑入でこういうものは処理するという事なんですか。学校臨時休業対策費補助金というのは、これは補助金だと思うんですが、この雑入ということになるのかどうかということについて、ちょっと私よく理解ができていませんので、これ単純な質問で申し訳ないんですが、お願ひします。

**川村委員長** 油谷所長。

**油谷学校給食センター所長** 学校給食センターの油谷です。よろしくお願ひします。本件の、先ほど谷原委員からのご質問であります、この学校臨時休業対策費補助金につきましては、こちらの補助金に関しましては、全国学校給食連合会のほうから補助金として出されるものでありますので、こちらのほう雑入として受けさせていただいております。

以上です。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 分かりました。学校給食会の補助金ということで、国からの補助金ではないということで、はい、分かりました。ありがとうございます。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第78号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第78号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

**川村委員長** では最後に、議第79号、令和2年度葛城市下水道事業会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。本案につき提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部の井邑でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいま議題となりました議第79号、令和2年度葛城市下水道事業会計補正予算(第1号)につきます

てご説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。今回の補正内容でございますが、令和2年度から下水道事業が特別会計から公営企業会計へ移行したことに伴いまして、令和元年度決算は、令和2年3月31日をもちまして打切決算を行っております。このたび、令和元年度の債権及び債務に係る未収金及び未払金の金額が確定いたしましたため、企業会計移行初年度のみ経過措置等設けております特例的収入及び支出の補正を行うものでございます。

それでは、予算書1ページにつきましてご説明申し上げます。

第2条特例的収入及び支出で、令和2年度葛城市下水道事業会計予算第4条の2の未収金及び未払金の金額7,300万円及び5,760万円を7,390万8,000円及び833万8,000円に改めるものでございます。

以上、説明と致します。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

**川村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第79号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村委員長** ご異議なしと認めます。よって議第79号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

午前中に引き続いて午後からも皆様に慎重審議いただきまして、本当にありがとうございました。また、これからも決算、本格的な決算審議ということで、今日も、決算のほうでまた再度聞いていただいたらいいという内容も含めまして、まだまだ慎重審議を皆様にお願ひしたいと思いますので、今日は予算特別委員会ということで終了いたしましたので、ありがとうございました。

それでは、終了させていただきます。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後2時10分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

川村 優子